

中間期ディスクロージャー誌

東和銀行レポート 令和3年9月期

経営理念



役に立つ銀行

お客様のニーズを的確に捉え、金融機関の持つ全機能を十分発揮し、金融サービスやお客様の役に立つ情報を提供するとともに、地域の経済発展と文化の向上に貢献し、役に立つ銀行となるよう努力しています。



信頼される銀行

正しい事務処理と、人と人との「和」を基本にした、誠実・親切・迅速な対応により、地域の皆様との密着に努めるとともに経営内容の一層の充実を図り、真に信頼される銀行を目指しています。



発展する銀行

複雑・多様化する金融環境と、金融の自由化・国際化の進展に前向きに対応し、いかなる環境変化にも耐え得る企業体質を構築することが必要です。即ち、積極健全経営を強力に展開し、常に地域社会やお客様とともに発展する銀行になるよう励んでいます。

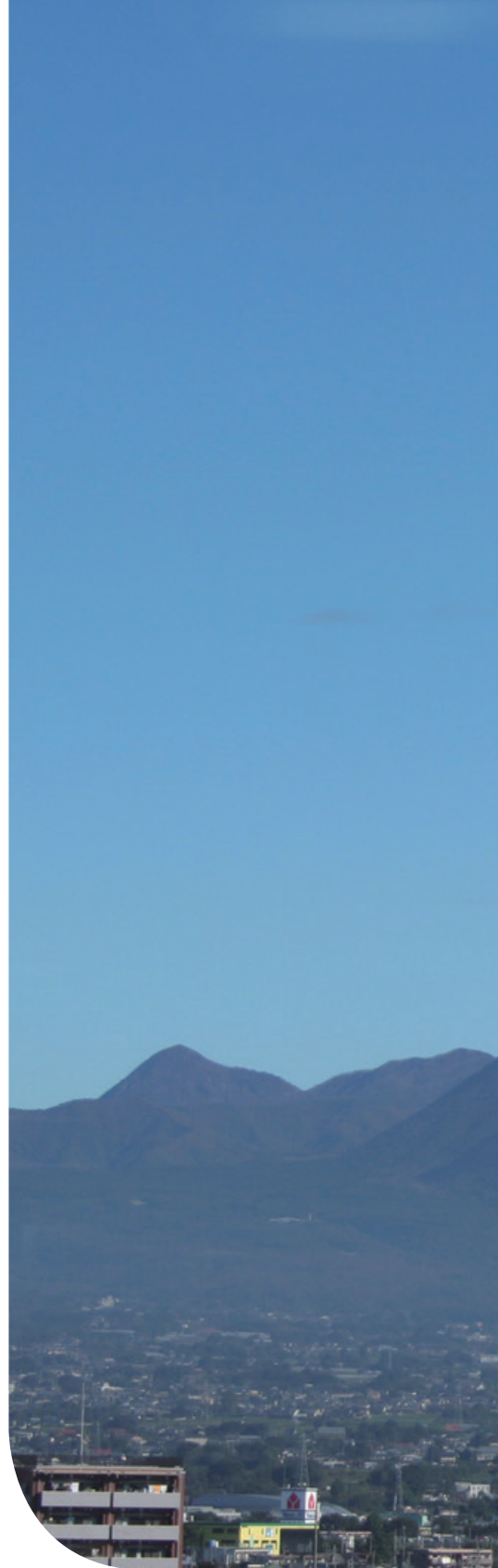


五つの誓い (私たちの行動規範)

1. お客様を大切にします。
2. 約束を守ります。
3. ルールを守ります。
4. 秘密を守ります。
5. 公私混同をしません。

プロフィール (令和3年9月30日現在)

創立	大正6年6月11日
本店所在地	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
代表電話番号	027-234-1111
ホームページURL	https://www.towabank.co.jp/
資本金	386億円
発行済株式総数	4,468万株 (普通株式 3,718万株 第二種優先株式 750万株)
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部 証券コード番号 8558
総資産	2兆5,975億円
預金	2兆1,630億円
貸出金	1兆5,161億円
店舗数	93店舗 (群馬県37 埼玉県42 東京都8 栃木県3) (その他インターネット支店1及び振込専用支店2)
店舗外ATMコーナー	85カ所
従業員数	1,403人



東和銀行は、「雨でも傘をさし続ける銀行」であり続けます

皆様には、平素より東和銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大により、日本経済は大きな打撃を受けましたが、ワクチン接種が進んだことなどから、経済活動の活発化が期待されています。ウィズコロナの中では、ビジネスの分野だけでなく社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進み、更にはカーボンニュートラルや女性活躍推進等のSDGsが掲げる社会課題の解決に大きな注目が集まるなど、新しい局面を迎えようとしています。

さて、本年度も当行に対するご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「東和銀行レポート令和3年9月期」を作成いたしました。ご参考にいただければ、幸いに存じます。

当行は、令和3年4月からスタートした経営強化計画「プランフェニックスⅥ」（令和3年4月から令和6年3月）にもとづき、お客様が資金繰りの心配なく事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び、「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」の実践により、お客様の企業価値の向上と当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」をビジネスモデルとして取り組んでおります。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代において、経営や資金繰りなどに影響を受けている地域の中小企業事業者のお客様との協働による年間資金繰り表の作成を通じて、経営課題やニーズを共有し課題解決を図っていく「真の資金繰り支援」を推進し、お客様に寄り添い「財務面」と「本業面」の伴走型支援により、お客様の事業の持続可能性を高めるとともに、当行の収益力の強化を図ってまいります。事業に本気で取り組むお客様から廃業を出さないように、全役職員が一丸となって「真の資金繰り支援」に取り組んでまいりますので、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役頭取

江原 洋

令和4年1月

CONTENTS

- | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------------|
| 1 経営理念
プロフィール
ごあいさつ | 4 経営戦略
12 TOPICS
13 業績の概要
15 資料編目次 | 16 連結情報
23 単体情報
32 自己資本の充実の状況 |
| 2 地域とともに歩む東和銀行 | | |



地域金融機関としての役割

経済のグローバル化や情報通信技術の発展から、産業構造が大きく変わっていく中、その対応に迷われるケースが多くなっていると思います。当行は、こうしたお客様への適切な情報提供、専門的な立場でのアドバイスや財務面でのお手伝いを、きめ細かに行ってまいります。

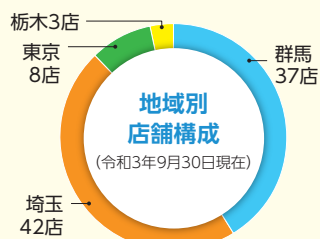
また、こうした変革により新しい産業が創出されますので、次代を担う新企業の芽を育て、地元企業や地場産業の発展に金融機能を通して貢献していくことが、私たち地域金融機関

の使命と考えております。

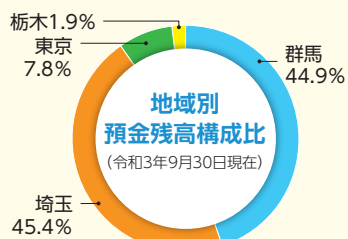
一方、当行は誰もが暮らしやすい豊かな地域社会を作り上げ発展させていくために、地域社会の一員として、環境保護・文化事業の開催や協賛・スポーツ支援などの活動を行っております。

当行はこれからも、地道で息の長い活動を続け、地域社会と歩むとともに、仕事を通じて自らを成長させ、地域の発展に寄与できる人材育成に力を入れていきたいと考えております。

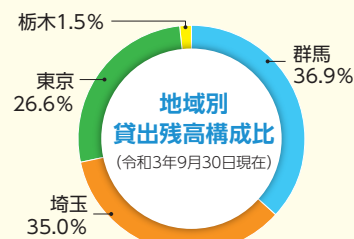
地域への資金還元（信用供与）による貢献について



※店舗はインターネット支店及び振込専用支店を除いております。



※群馬県は本部勘定を含む。



※群馬県は本部勘定を含む。

中小企業・個人向け貸出の推移

当行は、営業地域のお客様からお預りした大切な預金を地域の中小企業や個人の皆様への貸出に向けています。令和3年9月末の総貸出は1兆5,161億円で、そのうち77.1%にあたる1兆1,692億円が中小企業及び個人の皆様への貸出となっています。

令和元年9月末



令和2年9月末



令和3年9月末



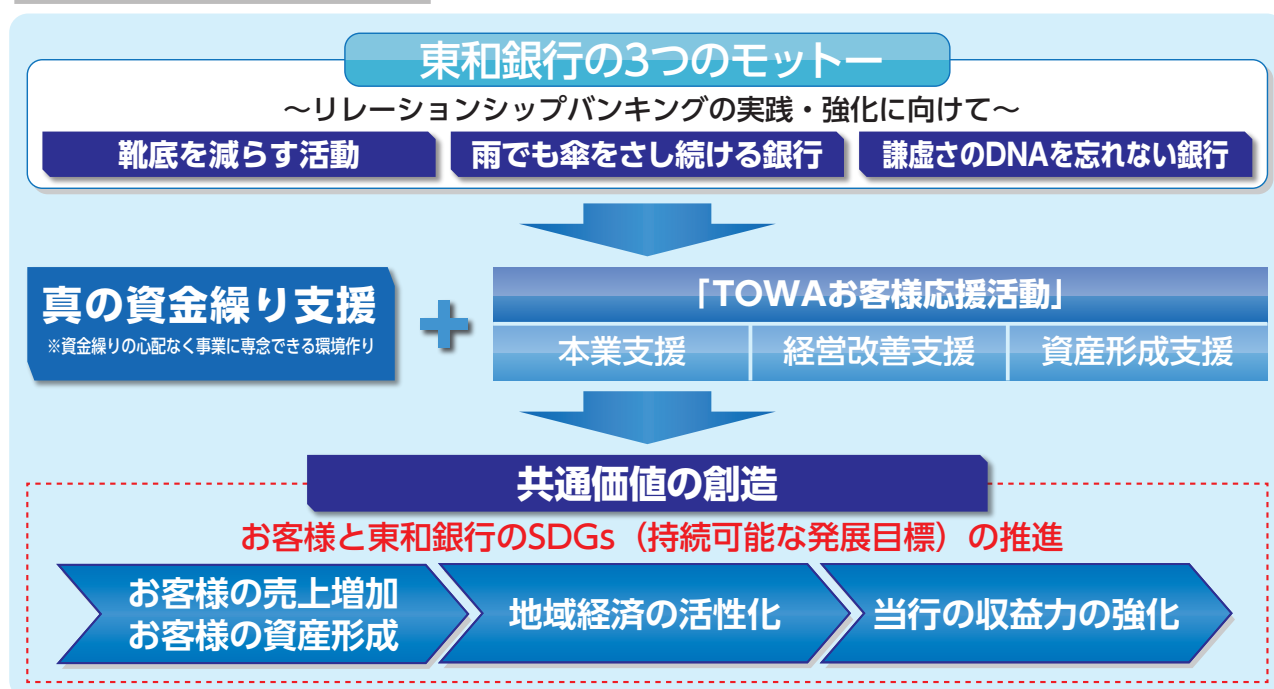
注1：中小企業等には個人事業者の事業性資金を含む。 注2：個人向けには個人事業者の住宅・消費等資金と総合口座貸越を含む。

■ 経営戦略

■ 経営強化計画「プランフェニックスⅥ」の概要と実績

当行は、新経営強化計画「プランフェニックスⅥ（計画期間：令和3年4月～令和6年3月）」に基づき、お客様が資金繰りの心配なく事業に専念できる環境作りを行う「真の資金繰り支援」及び、お客様の「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践することで、お客様の企業価値の向上や地域経済の活性化、当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」に取り組んでおります。こうした「TOWAお客様応援活動」の実践は、お客様・地域経済・当行の持続可能な発展を目指すものであり、SDGsそのものであると考えております。当行は、経営改善の目標を達成するために「お客様と東和銀行のSDGs（持続可能な発展目標）の推進」をキーワードに、お客様応援活動の強化・深化に取り組んでまいります。

ビジネスモデル

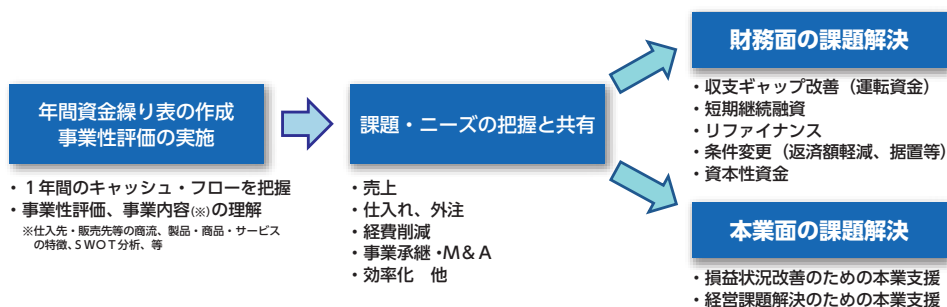


経営強化計画「プランフェニックスⅥ」

「真の資金繰り支援」

本計画では、コロナ禍でお客様が資金繰りを気にせず、事業に専念できる環境作りのため、お客様と協働で年間資金繰り表を作成し、キャッシュ・フローの見える化と年間ベースでの資金繰り支援（財務面の課題解決）を行い、更にはその中で抽出された課題やニーズを解決するための本業支援（本業面の課題解決）を併せて行う伴走型支援である「真の資金繰り支援」を積極的に推進しております。

「お客様が資金繰りを気にせずに事業に専念できる環境作り」



経営強化計画の骨子

本業支援

- ・コンサルティング部の新設
- ・本業支援の有償化
- ・デジタルライゼーション・DX支援

経営改善・事業再生支援

- ・企業支援室の拡充
- ・資本性資金の活用
- ・外部機関との連携強化

資産形成支援

- ・顧客起点の投信営業スタイル
- ・東和銀行SBIマネープラザの活用
- ・資産形成支援の分業化

SDGs達成の取組み

- ・お客様応援活動を通じた本業面からの支援
- ・東和銀行自身のSDGs達成の取組み

SBIとの戦略的業務提携

- ・東和SBIお客様応援ファンドの活用
- ・東和銀行アプリの改良
- ・SBIグループのフィンテック企業との連携

本部機構の再編／DXによる業務改革・組織改革

- ・営業店支援要員の任命
- ・マネジメント監査の導入
- ・DX推進委員会の設置
- ・API連携の推進

ローコスト・オペレーションの確立

- ・店舗チャネルの見直しと再構築
- ・異業種・他行とのアライアンスの強化

人材育成と従業員の活躍フィールドの拡大

- ・人材育成プログラムの強化
- ・外部専門機関への派遣
- ・女性行員の活躍推進

店舗チャネルの見直しと再構築



令和3年2月沼田支店を新築、同年9月かみはら出張所を統合

東和銀行SBIマネープラザ



令和3年4月、埼玉県さいたま市の岩槻支店内に2店舗目を設置

「プランフェニックスⅦ」の目標と実績

項 目	令和3/3月期	令和3/9月期		令和4/3月期	令和4/9月期	令和5/3月期	令和5/9月期	令和6/3月期
	計画始期	計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画
コア業務純益（億円）	5,332	2,051	3,530	4,050	1,901	3,960	2,559	5,377
業務粗利益経費率（％）（注）1.	68.84	73.86	62.03	73.84	74.83	73.64	69.43	68.09
中小規模事業者等向け貸出残高（億円）（注）2.	8,018	8,048	8,058	8,078	8,153	8,228	8,308	8,388
上記貸出残高の総資産に対する比率（％）	31.52	31.52	31.02	31.58	31.63	31.86	31.92	32.16

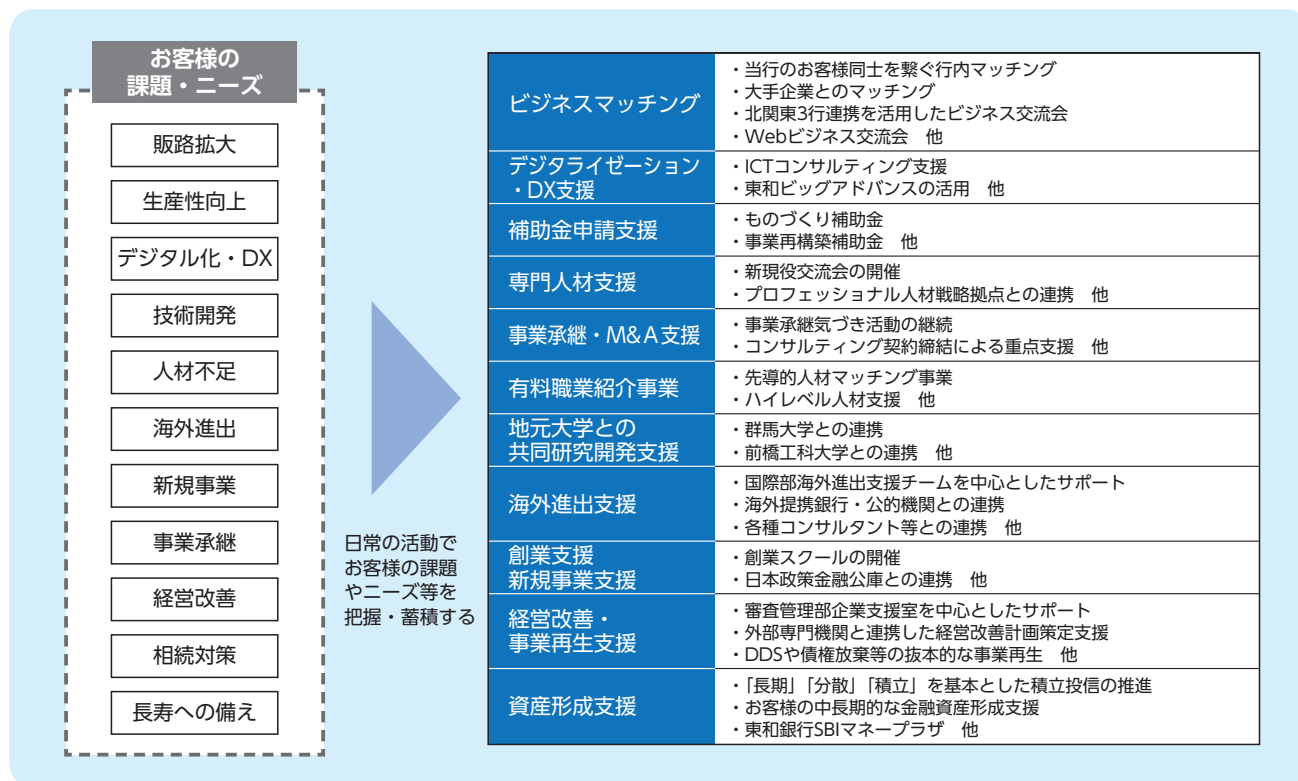
（注）1. 業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）÷業務粗利益×100

2. 中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。
政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有するSPC向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出



■ TOWAお客様応援活動

当行は、お客様の販路拡大を目指すビジネスマッチングやデジタルイゼーション・DX支援、各種補助金申請支援、地元大学との共同研究開発支援、海外進出支援などのご提案活動を通じて、お客様の「売上増加」「経営課題の解決」に繋がる本業支援と経営改善・事業再生支援、資産形成支援に全力で取り組み、お客様の企業価値向上と地域経済の活性化を図ることで、当行の収益力の強化に繋げてまいります。



本業支援

- ・取引実績（令和3年4月～令和3年9月）

行内ビジネスマッチング		
	令和3年4月～令和3年9月	平成24年4月～令和3年9月
内容	実績	実績累計
面談	2,447件	35,292件
成立	326件	3,605件

ご提案活動		
	令和3年4月～令和3年9月	平成24年4月～令和3年9月
内容	実績	実績累計
提案活動	481件	14,259件
成立	105件	3,113件

本業支援の取組み事例

平成31年4月、当行は、群馬県委託事業「高付加価値な食品開発支援事業」に応募し採択され、「付加価値の高い食品開発」「事業化」「首都圏等への販路開拓」に関するお客様支援を開始しました。

その後、群馬県立勢多農林高校と取引先の洋菓子企業をマッチングし、新しいバウムクーヘン（焼きまんじゅう風）の開発を支援し、商品化に成功しました。

令和3年6月から、ファミリーマートと連携し、新商品の販売を開始するとともに、JR東日本グループとの連携による、高崎駅「群馬いろは」での販売を開始しております。



ビジネス交流会

当行では、取引先のお客様で組織する「東和新生会」が主催する「東和新生会ビジネス交流会」をこれまで16回開催しております。群馬県など各自治体や各種団体の後援を受け、「広域連携協定」を結ぶ筑波銀行、栃木銀行の取引先企業にも参加頂き、ビジネスチャンスの拡大機会を提供してまいりました。

令和3年2月、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「第1回Webビジネス交流会」を開催し、大手企業との個別商談会や大学との共同研究相談をウェブ上で開催し、延べ92社の企業が参加しました。今後も、積極的に開催してまいります。



第16回東和新生会ビジネス交流会

新現役交流会

関東経済産業局と連携して、専門的な知識と経験を持つ大手企業OBらと専門人材の不足に悩むお客様との橋渡しをする「新現役交流会」を、平成26年7月に地方銀行として初めて開催し、その後も毎年、群馬県と埼玉県で交互開催しております。

令和3年8月の「新現役交流会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ上での開催とし、20社の企業が参加しました。



第8回新現役交流会（ウェブ上での開催）

創業スクール

令和3年11月に開催した、当行と群馬大学、前橋工科大学、共愛学園前橋国際大学との共催による「第5回創業スクール」では、起業に興味のある方や学生など16名（うち女性7名）が講義に参加しました。

創業スクールの卒業生で既に起業した2名が体験発表を行うなど実践的な内容となっています。閉講後も、リレーションシップバンキング推進部お客様応援室が、継続的に事業計画の立案や取引先の紹介などサポートをしています。



創業スクールの卒業生による体験発表

地域デジタル化セミナー

令和3年6月、当行は、㈱ジェイアール東日本企画と地方銀行としては全国で初めて地域活性化に関する連携協定を締結いたしました。この連携協定では、当行取引先とJR東日本グループの各企業とのビジネスマッチングや商品開発、観光キャンペーンの実施などに取り組むものです。

令和3年10月には、地域の課題解決に向けたDXの活用方法についての「地域デジタル化セミナー」を、群馬県庁にて開催いたしました。



地域デジタル化セミナー



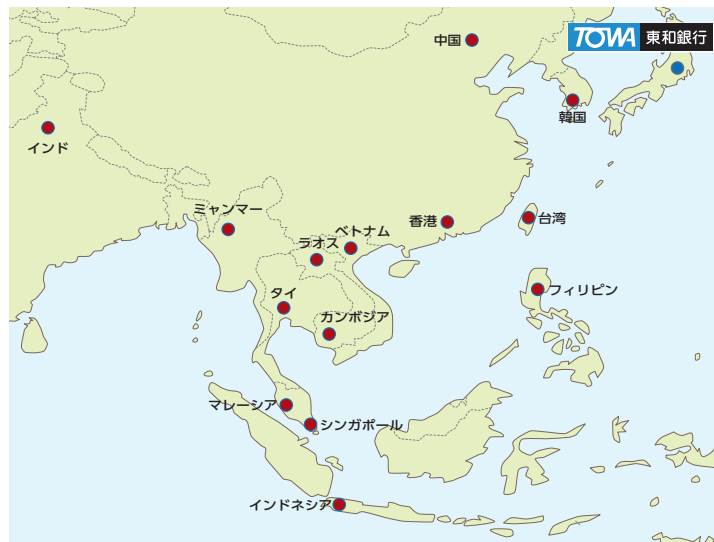
海外進出等支援

当行は、国際部の海外進出支援チームによる海外ネットワークを活用した各種情報提供や、海外現地金融機関などの業務提携先と連携した海外進出支援に取り組んでおります。

コロナ禍で海外渡航が制限される中、リモート商談やオンライン販売が可能な海外販路の拡大支援では、海外進出コンサルティングを行う(株)フォーバル（東証一部上場）と提携して、ウェブ上での日本の食料品を海外バイヤーに紹介する「越境ECプラットフォーム」なども活用しております。

海外業務提携先ネットワーク

【令和3年9月30日現在】



主な提携先		
JICA（国際協力機構）	TP銀行（ベトナム）	パナメックス（メキシコ）
JETRO（日本貿易振興機構）	メトロポリタン銀行（フィリピン）	リース各社
JBIC（国際協力銀行）	プノンペン商業銀行（カンボジア）	損害保険各社（三井住友海上、損害保険ジャパン等）
交通銀行（中国）	メイバンクインドネシア銀行（インドネシア）	民間コンサルタント会社・商社・他（東京コンサルティングファーム等）
TMB銀行（タイ）	インドステイト銀行（インド）	

日本政策金融公庫との「スタンドバイ・クレジット制度」^{（注）}の利用可能金融機関

対象国・地域	日本政策公庫の海外提携銀行	対象国・地域	日本政策公庫の海外提携銀行
タイ	バンコク銀行	ベトナム	ベト・イン銀行、HDバンク
フィリピン	メトロポリタン銀行	マレーシア	CIMB銀行
韓国	KB国民銀行	中国	平安銀行
メキシコ	パノルテ銀行	台湾	合作金庫銀行
インド	インドステイト銀行	インドネシア	バンクネガラインドネシア
シンガポール	ユナイテッドオーバーシーズ銀行		

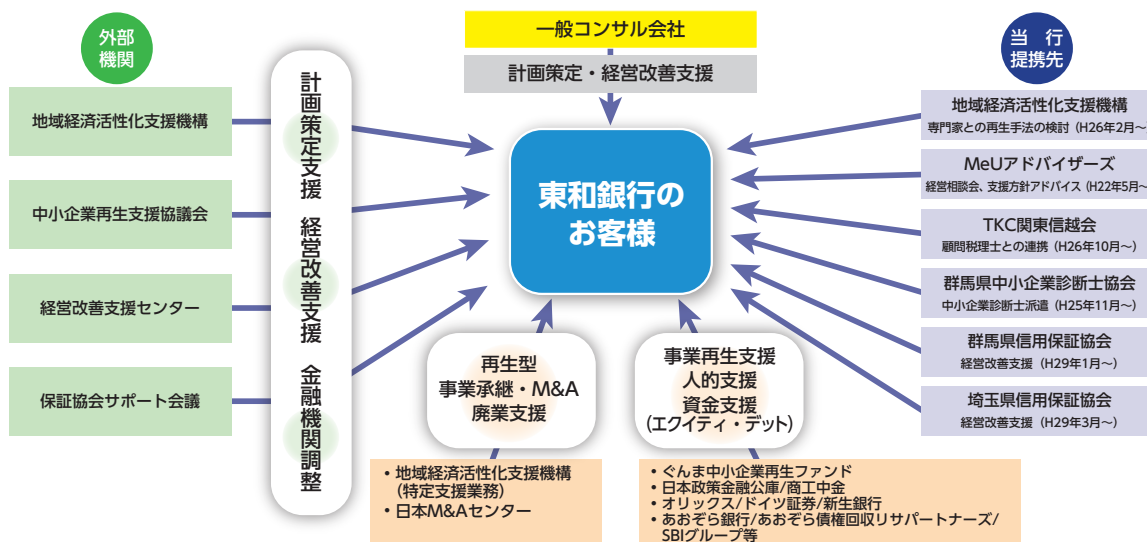
（注）日本政策金融公庫がその業務提携先銀行に対して、債務保証のための信用状を発行し、主に中小企業事業者の現地通貨建て資金調達の円滑化をサポートする制度です。

経営改善・事業再生支援

当行では、審査管理部企業支援室の専任者を支店に常駐させ、経営状況の厳しいお客様の経営改善に向けて、外部専門機関と連携した経営改善計画の策定支援に取り組んできたほか、バンクミーティングの主導による全行返済緩和の対応や、債権放棄・DDS等の抜本的な再生手法の活用による事業再生支援に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化し借入金の返済負担が重いお客様に対しては、元金返済の棚上げなど借入金の条件変更に速やかに対応しており、また、他行との金融調整が必要なお客様に対しては、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケ」の積極的な活用を助言しております。

当行の外部機関と提携した経営改善支援態勢



外部機関の活用状況

(単位：件)

外部機関名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年9月期	これまでの累計
中小企業再生支援協議会	6	10	8	44	19	174
経営改善支援センター	24	16	8	5	3	103
地域経済活性化支援機構（企業再生支援機構）	1	0	0	0	0	3
外部専門家（コンサルタント等）	61	60	35	11	19	349
保証協会経営サポート会議（専門家派遣含む）	26	29	20	11	2	210
群馬県中小企業診断士協会	0	0	0	0	0	8
経営相談会（MeUアドバイザーズ）	111	125	75	13	14	864
その他	0	0	0	0	0	16
合 計	227	234	149	80	57	1,719

事業再生等に向けた取組状況

(単位：件、百万円)

取組手法	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年9月期	これまでの累計
DIPファイナンス件数（金額）	1 (150)	4 (191)	6 (308)	7 (254)	4 (250)	31 (1,665)
債権譲渡件数（金額）	3 (24)	4 (1,242)	1 (8)	0 (0)	0 (0)	15 (2,723)
債権放棄（全部または一部）件数（金額）	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (22)	1 (994)	13 (4,084)
デット・デット・スワップ（DDS）件数（金額）	0 (0)	0 (0)	3 (81)	0 (0)	0 (0)	9 (2,823)
事業再生ファンドを活用した支援件数（金額）	1 (12)	0 (0)	1 (40)	0 (0)	0 (0)	4 (268)
デット・エクイティ・スワップ（DES）件数（金額）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
事業再生ファンドへの出資件数（金額）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

経営改善支援の取組み実績

地域密着型金融の推進によるお客様支援の実践により、お客様に対する本業支援を全行的・継続的な取組みとして営業活動の中心に据え、積極的に展開してきた結果、令和3年度上期の経営改善支援等取組み率は計画を7.24ポイント上回る56.28%となりました。

経営改善支援等取組み数

実績 **9,358先** > 計画 **8,190先**
(令和3年9月期)

経営改善支援等取組み率

実績 **56.28%** > 計画 **49.04%**
(令和3年9月期)

(単位：先)

	令和3/3期	令和3/9期		令和4/3期	令和4/9期	令和5/3期	令和5/9期	令和6/3期
	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画
創業・新事業開拓支援	29	30	45	30	30	30	30	30
経営相談	6,179	6,150	7,534	6,150	6,150	6,150	6,150	6,200
早期事業再生支援	17	20	25	20	25	25	30	30
事業承継支援	84	90	80	90	95	95	100	100
担保・保証に過度に依存しない融資促進	1,861	1,900	1,674	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
合計（経営改善支援等取組み数）	8,170	8,190	9,358	8,190	8,200	8,200	8,210	8,260
取引先 ※1	16,681	16,700	16,627	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700
経営改善支援等取組み率（%） ※2 (経営改善支援等取組み数/取引先)	48.97	49.04	56.28	49.04	49.10	49.10	49.16	49.46

※ 計画及び実績は半期毎としております。

※1. 「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンなどの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権または動産・不動産の流動化スキームに係るSPC及び当行関連会社を含んでおります。

※2. 経営改善の取組み計画は6ヶ月毎の実績とし、累積ではない取組み率です。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当行は、令和3年4月にリレバン推進部コンサルティング室を部に昇格させ、事業承継支援の態勢整備・強化するとともに、事業承継のネックの一つとなっている経営者保証について、経営者保証ガイドラインを積極的に活用し、担保や保証に過度に依存しない融資の推進を図り、事業承継や再チャレンジの応援に取り組んでおります。令和3年度上期の取組み実績は以下の通りです。

(単位：件)

	平成30/上期	平成30/下期	令和元/上期	令和元/下期	令和2/上期	令和2/下期	令和3/上期
経営者保証に依存しない融資件数	1,363	1,315	1,378	1,543	2,611	1,584	1,274
新規融資件数	7,119	5,410	5,462	5,392	8,354	4,713	3,401
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.15%	24.31%	25.23%	28.62%	31.25%	33.61%	37.46%



SDGs/ESGへの取組み

当行は、「TOWAお客様応援活動」によるお客様への本業支援、経営改善・事業再生支援、資産形成支援に取り組むことで、地域経済・地域社会の持続的な発展に取り組んでおり、こうしたお客様応援活動に取り組むことそのものが、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な発展目標) の達成に向けた取組みであると考えています。

また、当行自身も、地元大学での講座開講や女性の活躍推進など、SDGsの視点に即した取組みを継続して実施しております。

平成31年4月には、こうした当行の考え方や積極的に取り組むセグメントを定めた「東和銀行SDGs宣言」を制定いたしました。今後もこの宣言に基づき、SDGsの達成に向けた諸施策を実施してまいります。



東和銀行SDGs宣言

東和銀行が積極的に取り組むセグメント

1. TOWAお客様応援活動の推進

東和銀行は、さまざまなステークホルダーとの連携により、お客様の本業支援、経営改善・事業再生支援、資産形成支援を図る「TOWAお客様応援活動」を推進することで、お客様の企業価値の向上や家計資産の安定的な増大を図り、地域経済・地域社会の持続的な発展に取り組めます。また特に、お客様の本業支援にあたっては、ESG (Environment : 環境、Social : 社会、Governance : ガバナンス) に着眼した、財務面と本業面の支援に取り組めます。



6. 安全な水とトイレを世界中に

- ・地元大学との共同研究開発支援 (群馬大、前橋工科大)
- ・尾瀬ゴミ持ち帰り運動の実施



7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

- ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助」に係る指定金融機関の認定 (R1年度～R3年度)
- ・環境省「地域におけるESG金融促進事業にかかる支援先機関の認定 (R1年度、R2年度)
- ・地元大学との共同研究開発支援 (群馬大、前橋工科大)



8. 働きがいも経済成長も

- ・販路拡大支援 (川上・川下マッチング事業他)
- ・補助金申請支援 (ものづくり補助金、事業再構築補助金他)
- ・専門人材支援 (新現役交流会、有料職業紹介事業他)
- ・事業承継・M&A支援 (コンサルティング部の設置)
- ・海外進出支援
- ・創業・新規事業支援 (創業スクール他)
- ・TOWAお客様応援サイトの開設
- ・SDGs私募債による学校・児童福祉施設・自然保護団体等への寄付
- ・お客様本位の業務運営方針に基づく資産形成支援
- ・プラチナくるみん認定の取得
- ・えるばし認定の取得
- ・健康経営優良法人の認定



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

- ・東和地域活性化ファンドの活用
- ・自治体等との連携



11. 住み続けられるまちづくりを

- ・令和元年台風等被害広域復興支援ファンドへの出資
- ・環境省「地域におけるESG金融促進事業にかかる支援先機関の認定 (R1年度、R2年度)



17. パートナリシップで目標を達成しよう

- ・栃木銀行・筑波銀行との3行連携 (ビジネス交流会他)
- ・「ぐんまの未来共創宣言」への署名・連携
- ・SDGs私募債による学校・児童福祉施設・自然保護団体等への寄付
- ・自治体等との連携

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 地域社会への貢献

東和銀行は、地域社会の一員として、地域金融に携わる現場からの視点を踏まえた、地元大学での金融経済教育の実施 (金融リテラシーの向上) や、地域の文化・スポーツの振興、自然環境に配慮した省エネルギー施策の実施や自然環境保護活動等を通じて、地域社会への貢献に取り組めます。



4. 質の高い教育をみんなに

- ・地元大学での講座の開講 (群馬大、高崎経済大)
- ・創業スクールの開催
- ・SDGs私募債による学校・児童福祉施設・自然保護団体等への寄付
- ・「萩原朔太郎賞」への協賛



15. 陸の豊かさも守ろう

- ・DX推進によるペーパーレス化
- ・FinTech活用による通帳・申込書等のペーパーレス化
- ・SDGs私募債による学校・児童福祉施設・自然保護団体等への寄付
- ・尾瀬ゴミ持ち帰り運動の実施

3. 従業員の活躍フィールド拡大

東和銀行は、年齢や性別、学歴、出身等にかかわらず、全ての従業員が働きがいをもって活躍するとともに、子育てや介護と仕事との両立が図られ安心して働くことができるよう、人材育成・環境整備・機会提供に取り組めます。



5. ジェンダー平等を実現しよう

- ・女性活躍・両立支援の促進 (女性役員・支店長・役員の積極登用)
- ・プラチナくるみん認定の取得
- ・えるばし認定の取得



10. 人や国の不平等をなくそう

- ・ダイバーシティの推進
- ・コーポレートガバナンスの強化



東和SDGs私募債

地域経済・社会の持続的な発展に貢献する企業への円滑な資金供給手段として、学校や児童福祉施設、自然保護団体、病院等に対して、発行額の0.2%相当の寄付・寄贈を選択できる「東和SDGs私募債」を取扱っております。これまで、47件5,770百万円の発行を行っています。



前橋工科大学での寄贈式

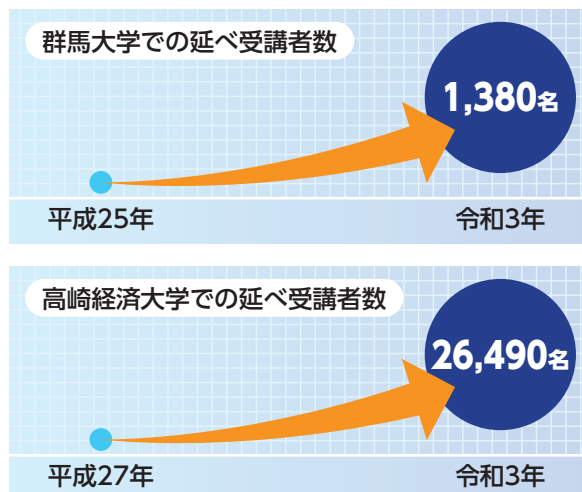
東和地域活性化ファンドの活用

令和3年10月、東和地域活性化ファンドの第3号案件として、(株)SANU Ouryo-chiに対する投資を行いました。本事業は、東京都心からほど近い自然豊かな地域に木造キャビンを建て、登録会員に貸し出すサブスクリプションサービスを提供する(株)Sanuが、群馬県を代表する観光リゾート地域である北軽井沢エリアにある「王領地の森」内で、本投資先を通じて運営するものです。本投資は北軽井沢エリアの「滞在環境整備」や「地域の魅力発信」に資する事業であるだけでなく、地域の飲食・アクティビティ事業者等との連携や雇用の創出など、同地域の活性化に繋がるものです。当行は、本ファンドを通じて、地域活性化に役立つ成長資金の供給に取り組んでおります。



地元大学との連携による教育活動

社会貢献活動の一環として、群馬大学及び高崎経済大学において、頭取をはじめとする当行役職員が講師を務める講義を行っています。大学教職員による講義とは異なり、実際に金融業務に携る現場からの視点を踏まえたものであり、受講者の関心も非常に高く、また、正式な単位の取得が可能なものとなっており、全国でもユニークな取組みとしてご好評を頂くなど、地域における金融リテラシーの向上に貢献しております。



TOPICS 「TCFD提言」への賛同表明について

当行は、お客様応援活動の実践により、お客様の事業拡大や地域における雇用創出など、お客様の企業価値向上に取り組むことで、当行の収益力の向上を図る、言わば「共通価値の創造」をビジネスモデルとしており、これは地域経済・社会の持続的な発展を図るという観点から、SDGsそのものであると考えております。

当行のSDGsに対する考え方や積極的に取り組むべきセグメント等については、平成31年4月に「東和銀行SDGs宣言」を制定しており、この宣言に基づきSDGsの達成に向けた諸施策を実施しております。更に、令和元年10月、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」へ署名しました。



令和3年10月には、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）※1」提言に賛同しております。また、同時に「TCFDコンソーシアム※2」にも加入しております。

今後も気候変動・環境問題への対応を強化していくとともに、TCFD提言を踏まえた気候変動のリスク・機会等に関する情報開示の充実に努めてまいります。



※1 TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、平成27年12月に設立されたタスクフォース。

平成29年6月に最終報告書を公表し、企業等に対し、気候変動関連リスク及び機会に関する項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について開示することを推奨している。

※2 TCFDコンソーシアム

気候変動に係る企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関の適切な投資判断に繋げる取組みについて協議する共同事業体で、加入にはTCFD提言への賛同が条件となっている。

なお、このコンソーシアムには、環境省、経済産業省、金融庁が賛同し、オブザーバーで参加している。



業績の概要

単体決算

主要な単体経営指標の推移

回次	単位	第115期中間	第116期中間	第117期中間	第115期	第116期
決算年月		令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和2年3月	令和3年3月
経常収益	百万円	17,737	16,717	18,296	35,006	32,735
経常利益	百万円	2,319	2,689	3,444	5,667	3,843
中間純利益又は当期純利益	百万円	1,002	1,625	2,106	3,256	2,307
資本金 (発行済株式総数)	百万円 (千株)	38,653 (37,180) (7,500)	38,653 (37,180) (7,500)	38,653 (37,180) (7,500)	38,653 (37,180) (-) (7,500)	38,653 (37,180) (-) (7,500)
純資産額	百万円	136,068	131,606	131,712	129,765	132,539
総資産額	百万円	2,316,281	2,515,789	2,597,596	2,321,258	2,543,802
預金残高	百万円	2,001,649	2,097,897	2,163,004	1,981,856	2,105,327
貸出金残高	百万円	1,445,228	1,494,452	1,516,157	1,459,081	1,505,450
有価証券残高	百万円	616,272	565,282	611,510	561,289	596,876
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.60	10.45	10.67	9.84	10.51
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人 (人)	1,467 (466)	1,440 (475)	1,403 (472)	1,416 (469)	1,392 (479)

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

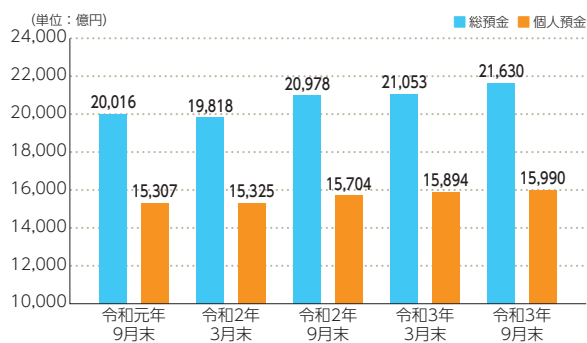
2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

○公的資金の返済について

平成30年5月11日に公的資金に係る第二種優先株式17,500千株のうち10,000千株を自己株式として取得後、消却し、公的資金350億円のうち200億円を返済しております。

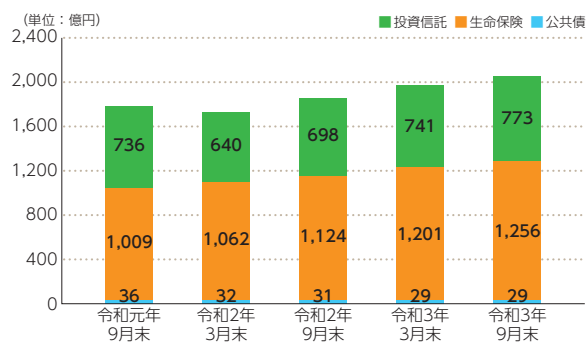
預金

預金は、前年度末比576億円増加の2兆1,630億円となりました。



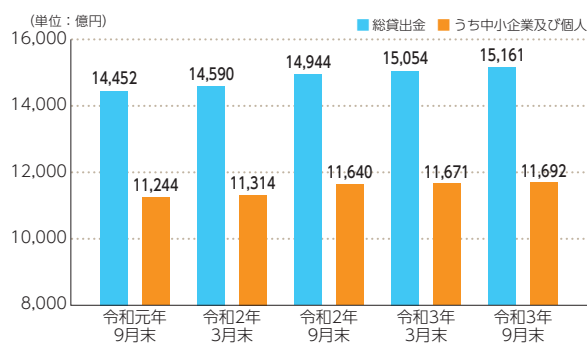
預かり資産

投資信託は、179億円の販売を行い、生命保険は55億円、公共債は2億円の販売・募集を行いました。



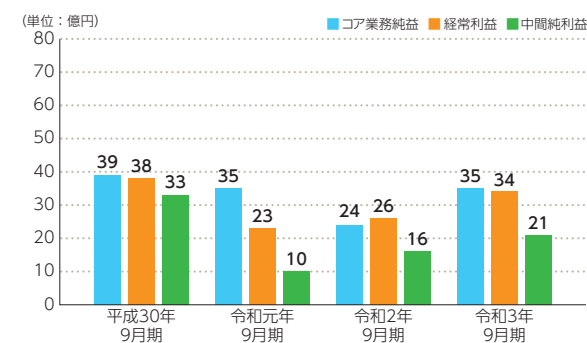
貸出金

貸出金は、前年度末比107億円増加の1兆5,161億円となりました。



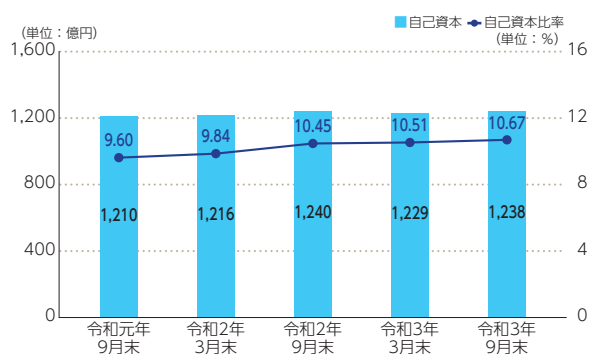
コア業務純益・経常利益・中間純利益

コア業務純益は、35億円を計上し、経常利益は34億円、中間純利益は21億円となりました。



自己資本比率

自己資本比率は、前年度末比0.16ポイント上昇の10.67%となりました。

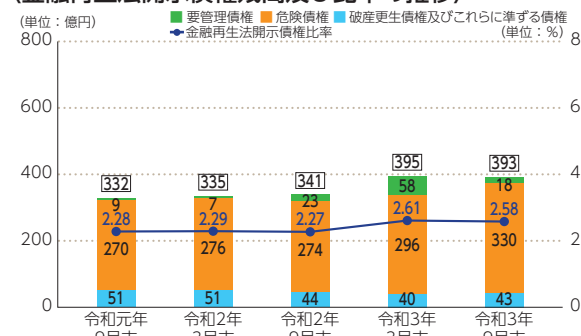


不良債権

金融再生法ベースの不良債権比率は、前年度末比0.03ポイント減少し2.58%となりました。

地域金融機関として、お客様の実態把握に努め、経営改善に向けた支援体制の強化と信用リスク管理に努めております。

〈金融再生法開示債権残高及び比率の推移〉



※金融再生法開示債権比率は、総与信に対する金融再生法開示債権の比率です。

連結決算

主要な連結経営指標の推移

連結会計期間	単位	令和元年度中間	令和2年度中間	令和3年度中間	令和元年度	令和2年度
決算年月		令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和2年3月	令和3年3月
連結経常収益	百万円	19,559	18,527	20,132	38,729	36,437
連結経常利益	百万円	2,549	2,794	3,539	5,935	4,093
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,210	1,710	2,173	2,896	2,495
連結中間包括利益又は連結包括利益	百万円	3,747	3,682	395	△4,072	6,626
連結純資産額	百万円	138,066	132,180	134,199	130,273	135,103
連結総資産額	百万円	2,322,845	2,523,911	2,605,822	2,329,468	2,551,480
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.70	10.40	10.74	9.78	10.62

(注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権 - (中間) 期末非支配株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

事業の概況

経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加、国債等債券売却益や貸出債権売却益の増加によるその他業務収益の増加などから、前年同期比16億4百万円増加の201億32百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損の減少によるその他業務費用の減少や、営業経費の減少があったものの、信用コストの増加により、前年同期比8億58百万円増加の165億92百万円となりました。



資料編

CONTENTS

【連結情報】

中間連結財務諸表等	16
-----------	----

【単体情報】

中間財務諸表等	23
営業の状況	27
損益の状況	29
諸比率	30
有価証券等の時価情報・デリバティブ取引	30
その他	31
自己資本の充実の状況	32

TOMA

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度		前中間連結会計期間末 (令和2年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (令和3年9月30日現在)
		金 額	金 額
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金		395,714	※7. 415,719
コールローン及び買入手形		7,406	2,182
商 品 有 価 証 券		5	0
金 銭 の 信 託		9,997	9,990
有 価 証 券		565,280	※1.※7.※11. 611,498
貸 出 金		1,491,688	※2.※3.※4.※5.※6.※8. 1,513,818
外 国 為 替		772	※6. 497
そ の 他 資 産		28,908	※7. 29,464
有 形 固 定 資 産		22,482	※9.※10. 22,303
無 形 固 定 資 産		1,706	2,819
退 職 給 付 に 係 る 資 産		－	753
繰 延 税 金 資 産		2,719	2,778
支 払 承 諾 見 返		4,100	3,897
貸 倒 引 当 金		△6,872	△9,903
資 産 の 部 合 計		2,523,911	2,605,822
(負 債 の 部)			
預 金		2,097,698	※7. 2,162,738
借 用 金		277,815	※7. 295,890
外 国 為 替		111	68
そ の 他 負 債		6,008	※7. 5,788
賞 与 引 当 金		448	438
退 職 給 付 に 係 る 負 債		2,691	41
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		1	1
睡眠預金払戻損失引当金		327	249
偶 発 損 失 引 当 金		450	435
繰 延 税 金 負 債		10	9
再評価に係る繰延税金負債		2,066	※9. 2,063
支 払 承 諾		4,100	3,897
負 債 の 部 合 計		2,391,730	2,471,622
(純 資 産 の 部)			
資 本 金		38,653	38,653
資 本 剰 余 金		17,500	17,500
利 益 剰 余 金		65,792	67,426
自 己 株 式		△258	△217
株 主 資 本 合 計		121,687	123,363
その他有価証券評価差額金		7,758	6,372
土 地 再 評 価 差 額 金		2,276	※9. 2,290
退職給付に係る調整累計額		△228	1,473
その他の包括利益累計額合計		9,807	10,136
新 株 予 約 権		240	199
非 支 配 株 主 持 分		445	499
純 資 産 の 部 合 計		132,180	134,199
負債及び純資産の部合計		2,523,911	2,605,822

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

① 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月 1 日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月 1 日 至 令和3年9月30日)
		金 額	金 額
経 常 収 益		18,527	20,132
資 金 運 用 収 益		11,554	11,862
(うち貸出金利息)		(9,528)	(9,367)
(うち有価証券利息配当金)		(1,960)	(2,376)
役 務 取 引 等 収 益		2,822	3,104
そ の 他 業 務 収 益		768	1,312
そ の 他 経 常 収 益		3,382	※1. 3,852
経 常 費 用		15,733	16,592
資 金 調 達 費 用		135	108
(うち預金利息)		(127)	(91)
役 務 取 引 等 費 用		1,773	1,773
そ の 他 業 務 費 用		725	190
営 業 経 費		10,152	※2. 9,965
そ の 他 経 常 費 用		2,947	※3. 4,554
経 常 利 益		2,794	3,539
特 別 利 益		0	63
固 定 資 産 処 分 益		0	63
特 別 損 失		123	170
固 定 資 産 処 分 損		4	2
減 損 損 失		118	※4. 168
税金等調整前中間純利益		2,671	3,432
法人税、住民税及び事業税		699	998
法 人 税 等 調 整 額		247	236
法 人 税 等 合 計		946	1,234
中 間 純 利 益		1,724	2,198
非支配株主に帰属する中間純利益		13	24
親会社株主に帰属する中間純利益		1,710	2,173

② 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月 1 日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月 1 日 至 令和3年9月30日)
		金 額	金 額
中 間 純 利 益		1,724	2,198
そ の 他 の 包 括 利 益		1,958	△1,803
その他有価証券評価差額金		1,995	△1,664
退職給付に係る調整額		△36	△139
中 間 包 括 利 益		3,682	395
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益		3,667	373
非支配株主に係る中間包括利益		15	21

中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	株主資本 利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,501	65,703	△235	121,623
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,670		△1,670
親会社株主に帰属する中間純利益			1,710		1,710
自己株式の処分		△10		108	97
自己株式の取得				△131	△131
土地再評価差額金の取崩			57		57
利益剰余金から資本剰余金への振替		9	△9		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	△1	88	△22	64
当中間期末残高	38,653	17,500	65,792	△258	121,687

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	5,765	2,334	△191	7,908	311	429	130,273
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,670
親会社株主に帰属する中間純利益							1,710
自己株式の処分							97
自己株式の取得							△131
土地再評価差額金の取崩							57
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,993	△57	△36	1,898	△71	15	1,843
当中間期変動額合計	1,993	△57	△36	1,898	△71	15	1,907
当中間期末残高	7,758	2,276	△228	9,807	240	445	132,180

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	株主資本 利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,500	66,576	△304	122,425
会計方針の変更による累積的影響額			△11		△11
会計方針の変更を反映した当期首残高	38,653	17,500	66,565	△304	122,414
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,298		△1,298
親会社株主に帰属する中間純利益			2,173		2,173
自己株式の処分		0		87	88
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△14		△14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	0	861	87	949
当中間期末残高	38,653	17,500	67,426	△217	123,363

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	8,033	2,276	1,612	11,922	265	490	135,103
会計方針の変更による累積的影響額						△11	△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,033	2,276	1,612	11,922	265	478	135,080
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,298
親会社株主に帰属する中間純利益							2,173
自己株式の処分							88
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							△14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,661	14	△139	△1,786	△66	21	△1,830
当中間期変動額合計	△1,661	14	△139	△1,786	△66	21	△881
当中間期末残高	6,372	2,290	1,473	10,136	199	499	134,199

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
		金 額	金 額
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー			
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		2,671	3,432
減 価 償 却 費		647	677
減 損 損 失		118	168
貸 倒 引 当 金 の 増 減 (△)		999	1,195
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		7	5
退職給付に係る負債の増減額 (△ は 減 少)		△313	△604
役員退職慰労引当金の増減額 (△ は 減 少)		0	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)		△41	△38
偶発損失引当金の増減額 (△ は 減 少)		△43	70
資 金 運 用 収 益		△11,554	△11,862
資 金 調 達 費 用		135	108
有 価 証 券 関 係 損 益 (△)		△1,249	△2,462
金 銭 の 信 託 の 運 用 損 益 (△ は 運 用 益)		1	△0
為 替 差 損 益 (△ は 益)		114	△63
固 定 資 産 処 分 損 益 (△ は 益)		2	△61
固 定 資 産 売 却 損 益 (△ は 益)		2	－
商 品 有 価 証 券 の 純 増 (△) 減		9	0
貸 出 金 の 純 増 (△) 減		△35,558	△10,997
預 金 の 純 増 減 (△)		115,887	57,893
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		105,202	△2,825
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		46	127
コ ー ル ロ ー ン 等 の 純 増 (△) 減		△2,758	1,526
コ ー ル マ ネ ー 等 の 純 増 減 (△)		△27,000	－
外 国 為 替 (資 産) の 純 増 (△) 減		△220	1,430
外 国 為 替 (負 債) の 純 増 減 (△)		91	35
資 金 運 用 に よ る 収 入		11,640	11,403
資 金 調 達 に よ る 支 出		△138	△120
そ の 他		△67	△537
小 計		158,631	48,503
法 人 税 等 の 支 払 額		△1,506	△594
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		157,124	47,908
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー			
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出		△47,414	△112,811
有 価 証 券 の 売 却 に よ る 収 入		12,788	53,878
有 価 証 券 の 償 還 に よ る 収 入		35,028	44,663
有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出		△385	△293
無 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出		△292	△178
有 形 固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入		53	315
資 産 除 去 債 務 の 履 行 に よ る 支 出		△1	△1
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		△222	△14,428
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー			
配 当 金 の 支 払 額		△1,670	△1,298
自 己 株 式 の 取 得 に よ る 支 出		△131	△0
ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン の 行 使 に よ る 収 入		0	0
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		△1,802	△1,298
現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額		－	－
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額 (△ は 減 少)		155,099	32,181
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高		239,916	382,887
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 中 間 期 末 残 高		395,016	※1. 415,069

■注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
会社名
東和銀リース株式会社 東和カード株式会社
- (2) 非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～50年
その他 3年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における

平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,414百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当中間連結会計期間の貸倒引当金は、現時点で入手可能な新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりますが、今後も政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている一部の業種については、新型コロナウイルス感染症収束後の業績回復に時間を要する可能性があることから、当該業種の一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、前連結会計年度末に貸倒引当金を追加計上しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が変化した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4. (6) 貸倒引当金の計上基準」に記載した内容から重要な変更はありません。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これらについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金が11百万円減少し、非支配株主持分が11百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごととの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
株式 100万円
出資金 950万円
- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 1,049百万円
延滞債権額 36,157百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 100万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 1,892百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 39,099百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
4,120百万円
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金預け金 150万円
有価証券 299,441百万円
その他資産 250万円
計 299,482百万円
担保資産に対応する債務
預金 10,704百万円
借入金 290,300百万円
その他負債 230百万円
上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
有価証券 32,540百万円
その他資産 15,600百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
保証金 528百万円
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 197,911百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの 176,913百万円
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,654百万円
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 26,209百万円
- ※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 489百万円

(中間連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 1,821百万円
- ※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
給料・手当 5,614百万円

- 退職給付費用 △380百万円
- ※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 2,530百万円
- ※4. 以下の資産について減損損失を計上しております。
(グループビंगの方法)
営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグループビंगしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
(減損損失を認識した資産または資産グループ)
群馬県内
主な用途 営業店舗5店舗
種類 土地建物等
減損損失額 168百万円
(減損損失の認識に至った経緯)
地価の下落及び使用方法の変更により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額168百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。
(回収可能価額)
回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	37,180	—	—	37,180
第二種優先株式	7,500	—	—	7,500
合計	44,680	—	—	44,680
自己株式				
普通株式	381	0	109	272(注)
第二種優先株式	—	—	—	—
合計	381	0	109	272

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間 増加	当中間 連結会計 期間末 減少	
当行	ストック・オプション としての新 株予約権			—		199
合計				—		199

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,103	30	令和3年3月31日	令和3年6月25日
	第二種優先株式	194	25.92	令和3年3月31日	令和3年6月25日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものが当該事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預け金勘定 415,719百万円
定期預け金 △600百万円
その他 △589百万円
現金及び現金同等物 415,069百万円

(リース取引関係)

(借主側)

- オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 69百万円
1年超 336百万円
合計 406百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)			
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	600,614	600,821	207
満期保有目的の債券	408	615	207
その他有価証券	600,206	600,206	－
(2) 貸出金	1,513,818		
貸倒引当金（＊）	△9,803		
	1,504,014	1,506,832	2,817
資産計	2,104,629	2,107,653	3,024
(1) 預金	2,162,738	2,162,826	87
(2) 借入金	295,890	295,790	△99
負債計	2,458,628	2,458,616	△11

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)	
区 分	令和3年9月30日
非上場株式（＊1）（＊2）	1,009
組合出資金（＊3）	9,875

(＊1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(＊2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)				
区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	61,041	125,126	－	186,168
社債	－	197,912	20,082	217,995
株式	9,578	831	－	10,410
その他	－	106,085	－	106,085
資産計	70,620	429,956	20,082	520,659

(＊) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は79,546百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)				
区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	－	615	－	615
貸出金	－	－	1,506,832	1,506,832
資産計	－	615	1,506,832	1,507,447
預金	－	2,162,826	－	2,162,826
借入金	－	295,790	－	295,790
負債計	－	2,458,616	－	2,458,616

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預 金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

レベル3に分類される金融商品はありますが、重要性が乏しいため記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業経費 22百万円

2. スtock・オプションの内容

	令和3年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役4名、 当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 99,960株
付与日	令和3年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自令和3年8月11日 至令和28年8月10日
権利行使価格 (注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	402.4円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株当たり換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	279百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	280百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)	
役務取引等収益	3,043
その他経常収益	31
顧客との契約から生じる経常収益	3,074
上記以外の経常収益	17,057
外部顧客に対する経常収益	20,132

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリースなどの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	3,210円66銭
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	
純資産の部の合計額	134,199百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	15,699百万円
優先株式の払込金額	15,000百万円
定時株主総会決議による優先配当額	－百万円
新株予約権	199百万円
非支配株主持分	499百万円
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	118,499百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	36,908千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	58.97円
親会社株主に帰属する中間純利益	2,173百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	2,173百万円
普通株式の期中平均株式数	36,857千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	34.94円
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	25,346千株
優先株式	25,044千株
新株予約権	301千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自令和2年4月1日 至令和2年9月30日）及び当中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

連結リスク管理債権

連結リスク管理債権額

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月末	令和3年9月末
破綻先債権額	1,060	1,049
延滞債権額	30,597	36,157
3ヵ月以上延滞債権額	－	－
貸出条件緩和債権額	2,312	1,892
合 計	33,970	39,099

(参考) 連結リスク管理債権は、銀行法施行規則第19条の3に基づき区分しております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前中間会計期間末 (令和2年9月30日)	当中間会計期間末 (令和3年9月30日)
	金 額	金 額
(資産の部)		
現金預け金	395,666	※7. 415,671
コールローン	7,406	2,182
商品有価証券	5	0
金銭の信託	9,997	9,990
有価証券	565,282	※1,※7,※9. 611,510
貸出金	1,494,452	※2,※3,※4,※5,※6,※8. 1,516,157
外国為替	772	※6. 497
その他資産	18,069	19,012
その他の資産	18,069	※7. 19,012
有形固定資産	22,436	22,193
無形固定資産	1,695	2,813
繰延税金資産	2,617	3,422
支払承諾見返	4,100	3,897
貸倒引当金	△6,713	△9,753
資産の部合計	2,515,789	2,597,596
(負債の部)		
預金	2,097,897	※7. 2,163,004
借入金	272,225	※7. 290,300
外国為替	111	68
その他負債	4,237	4,070
未払法人税等	978	1,097
リース債務	195	56
資産除去債務	318	280
その他の負債	2,745	※7. 2,636
賞与引当金	441	430
退職給付引当金	2,326	1,364
睡眠預金払戻損失引当金	327	249
偶発損失引当金	450	435
再評価に係る繰延税金負債	2,066	2,063
支払承諾	4,100	3,897
負債の部合計	2,384,183	2,465,884
(純資産の部)		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	17,500	17,500
資本準備金	17,500	17,500
その他資本剰余金	-	0
利益剰余金	65,435	66,911
利益準備金	2,930	3,190
その他利益剰余金	62,504	63,721
繰越利益剰余金	62,504	63,721
自己株式	△258	△217
株主資本合計	121,330	122,848
その他有価証券評価差額金	7,758	6,372
土地再評価差額金	2,276	2,290
評価・換算差額等合計	10,035	8,663
新株予約権	240	199
純資産の部合計	131,606	131,712
負債及び純資産の部合計	2,515,789	2,597,596

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
	金 額	金 額
経常収益	16,717	18,296
資金運用収益	11,561	11,863
(うち貸出金利息)	(9,537)	(9,370)
(うち有価証券利息配当金)	(1,958)	(2,374)
役務取引等収益	2,541	2,818
その他業務収益	768	1,312
その他経常収益	1,846	※1. 2,301
経常費用	14,028	14,851
資金調達費用	124	93
(うち預金利息)	(127)	(91)
役務取引等費用	1,618	1,615
その他業務費用	725	190
営業経費	9,940	※2. 9,739
その他経常費用	1,618	※3. 3,212
経常利益	2,689	3,444
特別利益	-	63
特別損失	120	170
税引前中間純利益	2,568	3,337
法人税、住民税及び事業税	696	994
法人税等調整額	247	236
法人税等合計	943	1,230
中間純利益	1,625	2,106

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	利益剰余金 繰越利益剰余金 その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	38,653	17,500	1	17,501	2,596	62,835	65,432	△235	121,351	
当中間期変動額										
剰余金の配当						△1,670	△1,670		△1,670	
利益準備金の積立					334	△334	－		－	
中間純利益						1,625	1,625		1,625	
自己株式の処分			△10	△10				108	97	
自己株式の取得								△131	△131	
土地再評価差額金の取崩						57	57		57	
利益剰余金から資本剰余金への振替			9	9		△9	△9		－	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	－	－	△1	△1	334	△331	2	△22	△21	
当中間期末残高	38,653	17,500	－	17,500	2,930	62,504	65,435	△258	121,330	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,767	2,334	8,101	311	129,765
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,670
利益準備金の積立					－
中間純利益					1,625
自己株式の処分					97
自己株式の取得					△131
土地再評価差額金の取崩					57
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,991	△57	1,933	△71	1,862
当中間期変動額合計	1,991	△57	1,933	△71	1,840
当中間期末残高	7,758	2,276	10,035	240	131,606

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	38,653	17,500	－	17,500	2,930	63,186	66,117	△304	121,966	
当中間期変動額										
剰余金の配当						△1,298	△1,298		△1,298	
利益準備金の積立					259	△259	－		－	
中間純利益						2,106	2,106		2,106	
自己株式の処分			0	0				87	88	
自己株式の取得								△0	△0	
土地再評価差額金の取崩						△14	△14		△14	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	－	－	0	0	259	534	794	87	882	
当中間期末残高	38,653	17,500	0	17,500	3,190	63,721	66,911	△217	122,848	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,031	2,276	10,307	265	132,539
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,298
利益準備金の積立					－
中間純利益					2,106
自己株式の処分					88
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,658	14	△1,644	△66	△1,710
当中間期変動額合計	△1,658	14	△1,644	△66	△827
当中間期末残高	6,372	2,290	8,663	199	131,712

■注記事項

■重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,257百万円であります。

当中間会計期間の貸倒引当金は、現時点で入手可能な新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりますが、今後も政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている一部の業種については、新型コロナウイルス感染症収束後の業績回復に時間を要する可能性があることから、当該業種の一部の貸出先において、その影

響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、前事業年度末に貸倒引当金を追加計上しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が変化した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「注記事項（重要な会計方針）」の「7. (1) 貸倒引当金」に記載した内容から重要な変更はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当中間財務諸表に与える重要な影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間財務諸表に与える重要な影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	78百万円
出資金	94百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	1,045百万円
延滞債権額	36,126百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込

みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額 ー百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額 1,892百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額 39,064百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

4,120百万円

- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	15百万円
有価証券	299,441百万円
その他の資産	25百万円
計	299,482百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,704百万円
借入金	290,300百万円
その他の負債	230百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	32,540百万円
その他の資産	15,600百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 507百万円

- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 205,578百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの 185,673百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額 489百万円

（中間損益計算書関係）

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益 1,821百万円

- ※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	456百万円
無形固定資産	238百万円

- ※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金繰入額	2,526百万円
貸出金償却	391百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式78百万円、関連会社株式ー百万円）は、市場価格のない株式であることから、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

■当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自令和2年4月1日 至令和2年9月30日）及び当中間会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

営業の状況

預 金

預金科目別残高

[1] 平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年4月1日から令和2年9月30日			令和3年4月1日から令和3年9月30日		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預 金						
流動性預金	1,014,191	－	1,014,191	1,161,229	－	1,161,229
うち有利息預金	855,618	－	855,618	967,944	－	967,944
定期性預金	1,001,402	－	1,001,402	965,233	－	965,233
うち固定自由金利定期預金	981,359	－	981,359	945,862	－	945,862
うち変動自由金利定期預金	116	－	116	106	－	106
その他	8,345	14,386	22,732	9,497	11,845	21,342
合 計	2,023,940	14,386	2,038,326	2,135,960	11,845	2,147,805
譲渡性預金	－	－	－	－	－	0
総合計	2,023,940	14,386	2,038,326	2,135,960	11,845	2,147,805

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式（毎日のTT仲値を適用する方式）により算出しております。

[2] 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	期別	期間						合 計
		3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和2年9月30日	291,041	143,151	329,253	102,124	102,078	12,578	980,226
	令和3年9月30日	272,067	153,918	320,595	99,840	82,056	12,834	941,312
うち固定自由 金利定期預金	令和2年9月30日	291,028	143,145	329,220	102,092	102,048	12,578	980,113
	令和3年9月30日	272,060	153,896	320,570	99,815	82,028	12,834	941,205
うち変動自由 金利定期預金	令和2年9月30日	11	6	32	32	29	－	112
	令和3年9月30日	5	22	24	25	27	－	105
その他の 定期預金	令和2年9月30日	0	－	－	－	－	－	0
	令和3年9月30日	0	－	－	－	－	－	0

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

預金者別預金残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	1,570,426	74.86 %	1,599,023	73.93 %
法 人	462,374	22.04	505,819	23.38
その他	65,096	3.10	58,162	2.69
合 計	2,097,897	100.00	2,163,004	100.00

貸 出

貸出金残高

[1] 平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年4月1日から令和2年9月30日			令和3年4月1日から令和3年9月30日		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手形貸付	79,217	1,069	80,286	68,161	1,097	69,259
証書貸付	1,267,417	2,858	1,270,275	1,313,757	1,686	1,315,443
当座貸越	127,867	－	127,867	116,312	－	116,312
割引手形	4,978	－	4,978	3,566	－	3,566
合 計	1,479,480	3,927	1,483,408	1,501,797	2,784	1,504,582

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式により算出しております。

[2] 貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	期別	期間						合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸出金	令和2年9月30日	111,236	102,465	142,511	98,158	923,528	116,551	1,494,452
	令和3年9月30日	124,800	109,354	111,080	92,935	956,314	121,671	1,516,157
うち変動金利	令和2年9月30日	25,647	47,402	56,641	33,082	445,791	35,194	643,761
	令和3年9月30日	27,761	43,703	47,762	29,585	448,101	36,596	633,511
うち固定金利	令和2年9月30日	85,589	55,062	85,869	65,075	477,737	81,356	850,691
	令和3年9月30日	97,039	65,650	63,318	63,349	508,213	85,075	882,646

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	貸出残高	構 成 比	貸出残高	構 成 比
設備資金	712,558	47.7 %	712,962	47.0 %
運転資金	781,894	52.3	803,195	53.0
合 計	1,494,452	100.0	1,516,157	100.0

消費者ローン残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月30日	令和3年9月30日
住宅ローン	324,954	329,183
その他ローン	21,917	22,185
合 計	346,872	351,369

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月30日	令和3年9月30日
有価証券	1,070	1,718
債 権	20,828	19,760
商 品	1,177	1,420
不動産	253,156	244,364
その他	18,238	18,395
小 計	294,471	285,659
保 証	548,169	572,910
信 用	651,811	657,587
合 計	1,494,452	1,516,157
(うち劣後特約貸出金)	(－)	(－)

債務の保証（支払承諾）

[1] 支払承諾の残高内訳

(単位：口、百万円)

区 分	手形引受		信用状		保 証		合 計	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
令和2年9月30日	－	－	3	11	514	4,089	517	4,100
令和3年9月30日	－	－	7	21	477	3,876	484	3,897

[2] 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月30日	令和3年9月30日
有価証券	－	－
債 権	60	53
商 品	－	－
不動産	1,215	829
その他	－	－
小 計	1,276	883
保 証	584	464
信 用	2,239	2,549
合 計	4,100	3,897

業種別貸出状況

(単位：百万円)

業種別	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内				
(除く 特別国際金融取引勘定分)	1,494,452	100.00 %	1,516,157	100.00 %
製造業	173,953	11.64	169,988	11.21
農業、林業	3,390	0.23	3,345	0.22
漁業	2	0.00	1	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	212	0.01	247	0.02
建設業	85,989	5.75	88,727	5.85
電気・ガス・熱供給・水道業	19,912	1.33	22,430	1.48
情報通信業	21,514	1.44	23,049	1.52
運輸業、郵便業	50,351	3.37	49,311	3.25
卸売業、小売業	107,962	7.22	116,623	7.69
金融業、保険業	31,139	2.08	28,614	1.89
不動産業、物品賃貸業	243,479	16.29	243,199	16.04
各種サービス業	175,461	11.74	173,785	11.46
地方公共団体	228,670	15.30	240,332	15.85
その他	352,411	23.58	356,499	23.51
海外及び 特別国際金融取引勘定分	－	－	－	－
政府等	－	－	－	－
金融機関	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	1,494,452		1,516,157	

中小企業等に対する貸出金

(単位：件、百万円)

期 別	総貸出金残高 (A)		中小企業等貸出金残高 (B)		(B) / (A)	
	貸出先数	金 額	貸出先数	金 額	貸出先数	金 額
令和2年9月30日	58,584	1,494,452	58,438	1,164,049	99.75 %	77.89 %
令和3年9月30日	56,890	1,516,157	56,748	1,169,227	99.75 %	77.11 %

(注) 1. 貸出金残高には、中央政府向け貸出は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

貸出金償却額

(単位：百万円)

令和2年9月30日	令和3年9月30日
217	391

(注) 貸出金償却額は、貸出金償却額からすでに繰入済みの個別貸倒引当金の当該償却に係わる取崩額を控除した額を計上しております。

リスク管理債権額

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月30日	令和3年9月30日
破綻先債権額	1,054	1,045
延滞債権額	30,553	36,126
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	2,312	1,892
合 計	33,921	39,064

(参考) リスク管理債権は、銀行法施行規則第19条の2に基づき区分しております。
用語の解説

- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

資産の査定額

(単位：百万円)

債権の区分	令和2年9月30日	令和3年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,466	4,345
危険債権	27,411	33,092
要管理債権	2,312	1,892
小 計	34,191	39,331
正常債権	1,466,306	1,483,001
合 計	1,500,497	1,522,332

(参考) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

用語の解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 要管理債権とは、3ヵ月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月31日 残高	当中間期 増加額	当中間期減少額		令和3年9月30日 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	8,555	9,753	1,327	7,227	9,753
一般貸倒引当金	4,289	3,004	—	4,289	3,004
個別貸倒引当金	4,265	6,749	1,327	2,937	6,749
賞与引当金	425	430	425	—	430
睡眠預金払戻損失引当金	287	—	38	—	249
偶発損失引当金	364	160	89	—	435
合 計	9,632	10,344	1,880	7,227	10,868

(注) 当中間期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

証 券

保有有価証券残高

[1] 平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年4月1日から令和2年9月30日				令和3年4月1日から令和3年9月30日			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	構成比	国内業務部門	国際業務部門	合 計	構成比
国 債	57,656	—	57,656	10.48%	65,240	—	65,240	10.88%
地方債	114,811	—	114,811	20.87	125,857	—	125,857	21.00
社 債	216,279	—	216,279	39.31	220,708	—	220,708	36.82
株 式	9,687	—	9,687	1.76	9,448	—	9,448	1.58
その他の証券	78,520	73,191	151,711	27.58	117,833	60,285	178,118	29.72
うち外国債券	—	62,494	62,494	11.36	—	50,261	50,261	8.39
うち外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	476,955	73,191	550,146	100.00	539,088	60,285	599,374	100.00

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、日次カレント方式により算出しております。

[2] 残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	期別	期間						期間の定め のないもの	合 計
		1年以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超		
国 債	令和2年9月30日	3,743	10,164	16,609	15,213	7,458	3,418	—	56,607
	令和3年9月30日	10,060	13,237	3,262	0	19,581	14,900	—	61,041
地方債	令和2年9月30日	8,383	12,229	12,234	12,295	26,562	52,685	—	124,390
	令和3年9月30日	6,281	12,966	13,188	12,910	23,710	56,068	—	125,126
社 債	令和2年9月30日	8,437	32,140	39,008	4,143	3,235	129,711	—	216,676
	令和3年9月30日	18,328	32,672	26,412	3,526	3,180	133,875	—	217,995
株 式	令和2年9月30日							11,470	11,470
	令和3年9月30日							11,432	11,432
その他の証券	令和2年9月30日	12,836	28,145	25,562	21,962	19,238	30,184	18,205	156,135
	令和3年9月30日	14,470	19,696	20,566	26,352	11,758	90,852	12,218	195,914
うち外国債券	令和2年9月30日	12,691	27,002	16,611	2,635	448	2,214	—	61,604
	令和3年9月30日	14,391	18,511	10,672	1,334	459	2,235	—	47,605
うち外国株式	令和2年9月30日							—	—
	令和3年9月30日							—	—

商品有価証券売買業務

商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

期 別	商品国債	商品地方債	商品政府保証債	貸付商品債券	合 計
令和2年9月30日	3	9	—	—	12
令和3年9月30日	0	—	—	—	0

公共債の引受

(単位：百万円)

期 別	国 債	地方債・政府保証債	合 計
令和2年9月30日	—	2,400	2,400
令和3年9月30日	—	2,800	2,800

(注) 額面金額で記載しております。

公共債及び証券投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

期 別	国 債	地方債・政府保証債	合 計	証券投資信託
令和2年9月30日	214	—	214	17,258
令和3年9月30日	254	—	254	21,098

(注) 証券投資信託の窓口販売は、平成10年12月1日から実施しております。

国際業務

特定海外債権残高

該当ありません。

損益の状況

国内・国際業務部門別粗利益

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用収益	11,213	354	11,561	11,209	658	11,863
資金調達費用	114	16	124	84	12	92
資金運用収支	11,099	337	11,437	11,125	645	11,771
役務取引等収益	2,518	22	2,541	2,790	28	2,818
役務取引等費用	1,610	8	1,618	1,607	8	1,615
役務取引等収支	908	14	922	1,182	20	1,202
その他業務収益	724	43	768	1,279	33	1,312
その他業務費用	725	-	725	1	189	190
その他業務収支	△0	43	42	1,278	△155	1,122
業務粗利益	12,007	395	12,403	13,586	510	14,096
業務粗利益率	1.12 %	0.94 %	1.15 %	1.17 %	1.52 %	1.21 %

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数（ ）内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

業務純益等

	令和2年9月期	令和3年9月期
業務純益	1,590	5,461
実質業務純益	2,421	4,175
コア業務純益	2,422	3,530
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,422	3,198

- (注) 1. 業務純益とは、銀行が本業でどれだけ収益をあげたかを示す利益指標で、「資金利益」「役務取引等利益」「その他業務利益」を合算したものの（業務粗利益）から経費等を差し引いたものが業務純益となります。
2. コア業務純益とは、業務純益から「一般貸倒引当金繰入額」と「国債等の有価証券売買による損益」を除いて算出した実質的な業務純益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	(68,868)	(6)		(54,950)	(4)	
うち貸出金	2,133,747	11,213	1.04 %	2,305,766	11,209	0.96 %
うち商品有価証券	1,479,480	9,504	1.28	1,501,797	9,350	1.24
うち有価証券	12	0	0.43	0	0	0.56
うちコールローン	476,955	1,648	0.68	539,088	1,740	0.64
うち買入手形	1,366	0	0.06	54	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
うち預け金	107,064	53	0.10	209,873	114	0.10
資金調達勘定	2,262,698	114	0.01	2,436,271	84	0.00
うち預金	2,023,940	117	0.01	2,135,960	83	0.00
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うちコールマネー	37,251	△9	△0.05	20,229	△0	△0.00
うち売渡手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	-	-	-	-	-	-
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-
うち借入金	211,230	-	-	289,970	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和2年9月期183,829百万円、令和3年9月期188,580百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和2年9月期9,998百万円、令和3年9月期9,990百万円）及び利息（令和2年9月期0百万円、令和3年9月期0百万円）をそれぞれ控除して表示しております。
2. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	83,340	354	0.84 %	66,825	658	1.96 %
うち貸出金	3,927	32	1.65	2,784	19	1.42
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	73,191	310	0.84	60,285	634	2.09
うちコールローン	5,557	10	0.37	3,103	3	0.20
うち買入手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
うち預け金	-	-	-	-	-	-
資金調達勘定	(68,868)	(6)		(54,950)	(4)	
うち預金	83,301	16	0.04	66,844	12	0.03
うち譲渡性預金	14,386	9	0.13	11,845	8	0.13
うちコールマネー	-	-	-	-	-	-
うち売渡手形	8	0	0.10	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	-	-	-	-	-	-
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和2年9月期0百万円、令和3年9月期0百万円）を控除して表示しております。
2. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式（毎日のTT仲値を適用する方式）により算出しております。

受取利息・支払利息の分析

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	153	△789	△635	903	△908	△4
うち貸出金	375	△469	△93	143	△296	△153
うち商品有価証券	△0	0	△0	△0	0	△0
うち有価証券	△140	△404	△545	214	△122	92
うちコールローン	0	0	0	△0	△0	△0
うち買入手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
うち預け金	14	5	19	51	8	60
支払利息	4	△18	△14	8	△38	△29
うち預金	3	△16	△13	6	△40	△34
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うちコールマネー	7	△1	5	4	4	8
うち売渡手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	-	-	-	-	-	-
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△160	△107	△267	△70	373	303
うち貸出金	△15	△25	△40	△9	△3	△12
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△157	△54	△211	△54	378	324
うちコールローン	44	△59	△14	△4	△2	△7
うち買入手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
うち預け金	-	-	-	-	-	-
支払利息	△7	△7	△14	△3	△0	△4
うち預金	△0	△11	△11	△1	0	△1
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うちコールマネー	0	△0	△0	△0	-	△0
うち売渡手形	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	-	-	-	-	-	-
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和2年9月期			令和3年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役務取引等収益	2,518	22	2,541	2,790	28	2,818
うち預金・貸出業務	1,092	—	1,092	1,181	—	1,181
うち為替業務	689	22	712	691	28	720
うち証券関連業務	366	—	366	488	—	488
うち代理業務	347	—	347	407	—	407
うち保護預り・貸金庫業務	16	—	16	15	—	15
うち保証業務	5	—	5	4	—	4
役務取引等費用	1,610	8	1,618	1,607	8	1,615
うち為替業務	126	8	135	128	8	136

営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和2年9月期	令和3年9月期
給料・手当	5,630	5,505
退職給付費用	143	△42
福利厚生費	65	67
減価償却費	682	694
土地建物機械賃借料	509	538
営繕費	24	23
消耗品費	114	105
給水光熱費	105	97
旅費	5	7
通信費	115	123
広告宣伝費	92	66
租税公課	787	788
その他	1,662	1,765
合 計	9,940	9,739

その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和2年9月期	令和3年9月期
国内業務部門		
商品有価証券売買損益	0	—
国債等債券関係損益	△0	833
その他損益	△0	444
小 計	△0	1,278
国際業務部門		
外国為替売買損益	43	33
商品有価証券売買損益	—	—
国債等債券関係損益	—	△189
その他損益	—	—
小 計	43	△155
合 計	42	1,122

諸比率

利鞘

(単位：%)

	令和2年9月期			令和3年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回	1.04	0.84	1.07	0.96	1.96	1.02
資金調達原価	0.88	0.30	0.88	0.81	0.35	0.81
総資金利鞘	0.16	0.54	0.19	0.15	1.61	0.21

利益率

(単位：%)

種 類	令和2年9月期	令和3年9月期
総資産経常利益率	0.22	0.26
自己資本経常利益率	4.11	5.20
総資産中間純利益率	0.13	0.16
自己資本中間純利益率	2.48	3.18

- (注) 1. 総資産経常〈中間純〉利益率 = $\frac{\text{経常〈中間純〉利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$
2. 自己資本経常〈中間純〉利益率 = $\frac{\text{経常〈中間純〉利益}}{(\text{期首純資産合計} + \text{期末純資産合計}) \div 2} \times \frac{365}{183} \times 100$

預貸率(貸出金の預金に対する比率)及び預証率(有価証券の預金に対する比率)

(単位：%)

		令和2年9月期			令和3年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預貸率	期末	71.59	24.37	71.23	70.32	25.55	70.09
	期中平均	73.09	27.30	72.77	70.31	23.50	70.05
預証率	期末	23.66	456.90	26.94	25.98	475.33	28.27
	期中平均	23.56	508.75	26.99	25.23	508.94	27.90

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券等の時価情報・デリバティブ取引

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

売買目的有価証券	令和2年9月30日	令和3年9月30日
	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
	0	0

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年9月30日			令和3年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	400	611	210	408	615	207
	小 計	400	611	210	408	615	207
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		400	611	210	408	615	207

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式（前中間貸借対照表計上額78百万円、当中間貸借対照表計上額78百万円）は、市場価格がなく時価を判断することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

大株主一覧

(令和3年9月30日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式自己 株式を除く。の総 数に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	7,500	16.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,934	8.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,824	6.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,491	3.35
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,024	2.30
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	609	1.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	482	1.08
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	420	0.94
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地OTAスクエアビル7階	411	0.92
遠藤 四郎	東京都稲城市	410	0.92
計	—	19,109	43.03

(注) 当中間会計期間末現在における、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口9) 及び株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口) の信託業務の株式数については、当行として把握しておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

(令和3年9月30日現在)

氏名又は名称	住 所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議決 権数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	39,349	10.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	28,249	7.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,911	4.05
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	10,241	2.78
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	6,095	1.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,829	1.31
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,207	1.14
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地OTAスクエアビル7階	4,113	1.11
遠藤 四郎	東京都稲城市	4,100	1.11
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	3,941	1.07
計	—	120,035	32.65

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年9月30日 中間貸借対 照表計上額	取得原価	差 額	令和3年9月30日 中間貸借対 照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるもの	株 式	9,405	6,166	3,239	6,314	3,608	2,706
	債 券	286,019	277,565	8,453	244,337	237,709	6,628
	国 債	56,607	55,228	1,379	31,247	30,412	834
	地方債	108,192	103,707	4,485	84,069	80,613	3,456
	社 債	121,218	118,630	2,588	129,020	126,683	2,337
	そ の 他	71,303	69,299	2,003	48,632	47,081	1,551
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えないもの	小 計	366,728	353,032	13,695	299,285	288,399	10,885
	株 式	1,002	1,326	△323	4,062	4,364	▲301
	債 券	111,656	112,834	△1,178	159,825	160,825	▲999
	国 債	—	—	—	29,794	29,976	▲182
	地方債	16,197	16,293	△95	41,056	41,260	▲203
	社 債	95,458	96,541	△1,082	88,974	89,587	▲613
合 計	そ の 他	76,120	77,553	△1,433	136,999	137,936	▲937
	小 計	188,779	191,714	△2,935	300,887	303,126	▲2,238
	合 計	555,507	544,747	10,760	600,173	591,526	8,647

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券 (単位：百万円)

	令和2年9月30日 中間貸借対照表計上額	令和3年9月30日 中間貸借対照表計上額
株 式	983	975
そ の 他	8,311	9,874
合 計	9,295	10,850

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 前中間会計期間及び当中間会計期間中に売却した その他有価証券

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
	売却額	売却額
株 式	2,426	2,423
債 券	3,096	41,864
国 債	—	32,804
地方債	800	9,020
社 債	2,296	40
そ の 他	6,615	9,589
合 計	12,138	53,878

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。)しております。

前中間会計期間における減損処理額は、67百万円 (時価のある株式67百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式一百万円) であります。

当中間会計期間における減損処理額は、一百万円 (時価のある株式一百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式一百万円) であります。

(金銭の信託関係)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
	中間貸借対 照表計上額	中間貸借対 照表計上額
運用目的の金銭の信託	9,997	9,990

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
評価差額	10,760	8,647
その他有価証券	10,760	8,647
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	△3,001	△2,274
その他有価証券評価差額金	7,758	6,372

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (令和2年9月30日現在)、当中間会計期間末 (令和3年9月30日現在) とともに、デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日金融庁告示第7号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、として、当中間期（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）及び前中間期（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

【連結自己資本比率】

（単位：百万円）

項 目	令和2年9月30日	令和3年9月30日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	121,687	123,363
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,153	56,154
うち、利益剰余金の額	65,792	67,426
うち、自己株式の額(△)	258	217
うち、社外流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△228	1,473
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△228	1,473
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	240	199
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,403	3,046
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,403	3,046
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	781	587
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	178	149
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	126,063	128,821
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,706	2,819
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,706	2,819
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	89	67
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	523
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,796	3,411
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	124,267	125,409
リスク・アセット (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,142,988	1,117,419
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,737	1,306
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,737	1,306
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	51,353	50,074
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,194,342	1,167,493
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.40%	10.74%

【単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項 目	令和2年9月30日	令和3年9月30日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	121,330	122,848
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,153	56,154
うち、利益剰余金の額	65,435	66,911
うち、自己株式の額(△)	258	217
うち、社外流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	240	199
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,354	3,004
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,354	3,004
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	781	587
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	125,707	126,641
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,695	2,813
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	1,695	2,813
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,695	2,813
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	124,012	123,828
リスク・アセット (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,134,968	1,110,542
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,737	1,306
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,737	1,306
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	51,104	49,498
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,186,072	1,160,041
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.45%	10.67%

【定性的な開示事項】（連結・単体）

以下、「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前中間期との相違はありません。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた理由
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ①連結子会社の数
連結される子会社 2社
②連結子会社の名称及び主要な業務
・東和カード株式会社（クレジットカード業務）
・東和銀リース株式会社（リース業務）

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連連法人等の名称・貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和2年度中間期（令和2年9月30日）

発行主体		株式会社 東和銀行			東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
資本調達手段の種類		普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率	40,895百万円	15,000百万円	240百万円	91百万円	86百万円
	単体自己資本比率	40,895百万円	15,000百万円	240百万円	—	—
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無	無	無	無	無	無
	日付	—	—	—	—	—
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無	無	有	無	無	無
	概要	—	平成22年12月29日から令和6年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	—	—	—
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—

令和3年度中間期（令和3年9月30日）

発行主体		株式会社 東和銀行			東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
資本調達手段の種類		普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率	40,937百万円	15,000百万円	199百万円	72百万円	77百万円
	単体自己資本比率	40,937百万円	15,000百万円	199百万円	—	—
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無	無	無	無	無	無
	日付	—	—	—	—	—
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無	無	有	無	無	無
	概要	—	平成22年12月29日から令和6年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	—	—	—
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者

毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービス者としての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。

なお、当行は再証券化商品を保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリスク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「外部格付準拠方式」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービス者としての関与がありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外的事象が生じることから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務統括システム部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク (VaR)^(注)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下での予想最大損失額

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。

金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにベシス・ポイント・バリュエーション (BPV)^(注)やバリュエーション・アット・リスク (VaR) によるリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、市場運営方針や業務計画に合致した市場リスク水準を検討し、自己資本の一部をリスク量の上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含めた市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針とし、運営しています。

統合リスク管理部は、日次で市場リスク量を計測し、関係各部に周知させるとともに、毎月の資金管理部会（常務会）において経営陣に市場リスク状況について報告しております。資金管理部会では、市場リスク量が当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、保有する市場リスクの状況を分析し、リスクテイク方針や、必要に応じてヘッジ手法等についての検討を行い、市場リスクの適切なコントロールに努めております。

(注) BPV…全ての期間の金利が一定量変化した場合の時価損益変動額

(2) 金利リスク算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

ア. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和3年9月30日基準においては、4.30年としております。

イ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

ウ. 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

当行が内部管理として活用している内部モデルにより保守的に推計した将来の流動性預金最低残高を滞留部分とし、期落額のうち市場金利非追従部分に相当する額を各期間の満期に割当てております。

- 工. 固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、保守的な前提に基づく返済率、解約率を適用し、金利ショックシナリオに応じて変化すると想定しております。
- オ. 複数の通貨の集計方法及びその前提
当行保有資産及び負債に占める外貨の比率は低く、金利リスクへの影響が軽微であることから、集計対象とする外貨は米ドルのみとし、△EVEが正（経済価値が減少する）となる通貨のみを単純合算しております。
- カ. スプレッドに関する前提
スプレッドとその変動は考慮しておりません。
- キ. 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当行は、流動性預金の金利リスク量算出に際し、内部モデルの使用を前提としており、内部モデルの推計結果によっては、△EVE及び△NIIが大きく変動することがあります。
- ク. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年同期比で、流動性預金の増減率が大きくなったことによりコア預金の推定残存期間が短縮したこと、また、債券ファンドの新規取得により金利リスクが増加したことを主因に△EVEは増加

- しました。
- ケ. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
△EVEは閾値であるコア資本の20%以内であり、問題ない水準となっております。
- なお、当行連結子会社については、当行と比較して資産及び負債の額が非常に少なく、金利感応度も低いことから、重要性の観点により計測対象外としております。
- ② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ア. 金利ショックに関する説明
開示対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスク計測に用いる金利ショックとしては、主に10BPVを基準として管理、また、ストレス・テストにおいては、ストレス・シナリオ毎に過去データに基づく金利ショック幅を適用し、内部管理に活用しております。
- イ. 金利リスク計測の前提及びその意味
主に債券投資における金利リスクを管理対象とし、その他の資産及び負債についてはバリュエーション・リスク（VaR）として市場リスク量を管理しております。

【定量的な開示事項】連結（令和2年9月期及び令和3年9月期）

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（連結）

（単位：百万円）

項 目	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,142,988	45,719	1,117,419	44,696
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,142,794	45,711	1,116,721	44,668
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	379	15	386	15
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	106	4	98	3
9. 我が国の政府関係機関向け	12,113	484	12,676	507
10. 地方三公社向け	37	1	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,809	312	6,470	258
12. 法人等向け	683,243	27,329	662,859	26,514
13. 中小企業等向け及び個人向け	213,592	8,543	215,480	8,619
14. 抵当権付住宅ローン	66,691	2,667	64,116	2,564
15. 不動産取得等事業向け	28,533	1,141	24,901	996
16. 三月以上延滞等	3,980	159	2,325	93
17. 取立未済手形	17	0	18	0
18. 信用保証協会等による保証付	12,407	496	13,601	544
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等 （うち出資等のエクスポージャー） （うち重要な出資のエクスポージャー）	7,781 7,781 —	311 311 —	9,316 9,316 —	372 372 —
21. 上記以外 （うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの以外のもの） （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分） （うち上記以外のエクスポージャー）	65,730 17,560 — 48,170	2,629 702 — 1,926	65,064 17,560 — 47,503	2,602 702 — 1,900
22. 証券化（オリジネーターの場合） （うち再証券化）	— —	— —	— —	— —
23. 証券化（オリジネーター以外の場合） （うち再証券化）	11,139 —	445 —	11,462 —	458 —
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー （うちリスク・スルー方式） （うちマンドート方式） （うち蓋然性方式250%） （うち蓋然性方式400%） （うちフォールバック方式）	16,829 16,829 — — — —	673 673 — — — —	19,098 19,098 — — — —	763 763 — — — —
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	1,737	69	1,306	52
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額 オフ・バランス取引等	— 10,662	— 426	— 7,500	— 300
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	194	7	698	27
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	51,353	2,054	50,074	2,002
総所要自己資本額		47,773		46,699

（注）所要自己資本額＝リスクアセット×4%

3. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	2,022,767	1,500,051	521,856	858
国外	34,806	2,175	32,631	—
地域別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858
製造業	214,001	177,230	36,768	2
農業、林業	3,490	3,490	—	—
漁業	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	212	212	—	—
建設業	93,979	85,989	7,989	—
電気・ガス・熱供給・水道業	29,068	20,183	8,884	—
情報通信業	25,776	21,514	4,261	—
運輸業、郵便業	56,606	50,404	6,201	—
卸売業、小売業	130,309	110,435	19,873	0
金融業、保険業	76,109	30,909	44,344	855
不動産業、物品賃貸業	266,167	241,219	24,947	—
各種サービス業	185,133	175,840	9,292	—
国・地方公共団体	526,373	228,670	297,703	—
その他	450,342	356,121	94,221	—
業種別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	令和3年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	2,041,561	1,519,164	519,732	2,664
国外	84,785	1,694	83,090	—
地域別合計	2,126,346	1,520,858	602,823	2,664
製造業	199,461	171,872	27,588	1
農業、林業	3,345	3,345	—	—
漁業	1	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	247	247	—	—
建設業	95,479	88,765	6,714	—
電気・ガス・熱供給・水道業	30,114	22,932	7,181	—
情報通信業	27,329	23,049	4,279	—
運輸業、郵便業	54,556	49,381	5,174	—
卸売業、小売業	133,857	117,993	15,863	1
金融業、保険業	74,255	28,494	43,098	2,662
不動産業、物品賃貸業	267,703	241,147	26,556	—
各種サービス業	180,156	173,845	6,310	—
国・地方公共団体	552,155	240,332	311,823	—
その他	507,680	359,448	148,231	—
業種別合計	2,126,346	1,520,858	602,823	2,664

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	369,764	336,182	32,723	858
1年超3年以下	332,191	250,044	82,146	—
3年超5年以下	297,937	205,016	92,920	—
5年超7年以下	200,132	147,470	52,662	—
7年超10年以下	225,210	170,423	54,786	—
10年超	595,128	382,320	212,808	—
期間の定めのないもの	37,173	10,733	26,439	—
その他	35	35	—	—
残存期間別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	令和3年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	396,398	344,669	49,063	2,664
1年超3年以下	342,059	263,675	78,383	—
3年超5年以下	253,342	189,895	63,446	—
5年超7年以下	191,803	149,364	42,438	—
7年超10年以下	292,002	173,463	118,538	—
10年超	616,549	386,215	230,334	—
期間の定めのないもの	34,163	13,544	20,618	—
その他	28	28	—	—
残存期間別合計	2,126,346	1,520,858	602,823	2,664

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
国内	3,734	2,330
国外	—	—
地域別合計	3,734	2,330
製造業	481	486
農業、林業	0	1
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	614	380
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	22	33
運輸業、郵便業	40	40
卸売業、小売業	285	245
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	856	289
各種サービス業	431	377
国・地方公共団体	—	—
その他	1,001	476
業種別合計	3,734	2,330

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年9月30日	2,571	831	3,403
	令和3年9月30日	4,337	△1,290	3,046
個別貸倒引当金	令和2年9月30日	3,300	167	3,468
	令和3年9月30日	4,370	2,486	6,856
合 計	令和2年9月30日	5,872	999	6,872
	令和3年9月30日	8,707	1,195	9,903

(注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。
 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	令和2年9月30日	令和3年9月30日
製造業	892	780
農業、林業	—	364
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	81	102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	25	22
運輸業、郵便業	93	88
卸売業、小売業	427	3,720
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	422	414
各種サービス業	1,390	1,268
国・地方公共団体	—	—
その他	135	95
合 計	3,468	6,856

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	令和2年9月30日	令和3年9月30日
製造業	20	89
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	2	109
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	0	—
卸売業、小売業	40	96
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	21	2
各種サービス業	278	426
地方公共団体	—	—
その他	4	5
合 計	368	730

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	1,058	801,850	1,119	840,588
10%	—	290,943	—	316,996
20%	98,837	187	94,050	187
35%	—	190,545	—	183,189
50%	9	800	8	596
75%	—	284,790	—	287,307
100%	—	799,553	—	828,551
150%	—	1,773	—	936
250%	—	7,024	—	7,024
1250%	—	—	—	—
合 計	99,904	2,377,468	95,177	2,465,376

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	中間連結貸借対照表計上額	時 価	中間連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	10,444	—	10,410	—
上記に該当しない出資等	9,335	—	10,884	—
合 計	19,780	19,780	21,295	21,295

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
売却損益額	1,317	1,817
償却額	67	—

(3) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額、中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	2,947	2,433
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
リスク・スルー方式	16,829	19,098
マンドート方式	—	—
蓋然性方式250%	—	—
蓋然性方式400%	—	—
フォールバック方式	—	—
合 計	16,829	19,098

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
5. 「フォールバック方式」とは、上記1～4の方式が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

9. 金利リスクに関する事項

(連結)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		令和2年9月30日	令和3年9月30日	令和2年9月30日	令和3年9月30日
1	上方パラレルシフト	9,864	12,090	3,722	4,378
2	下方パラレルシフト	—	—	6,759	6,716
3	スティープ化	—	—	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	9,864	12,090	6,759	6,716
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和2年9月30日		令和3年9月30日	
		124,267		125,409	

【定量的な開示事項】単体（令和2年9月期及び令和3年9月期）

1. 自己資本の充実に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,134,968	45,398	1,110,542	44,421
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,134,774	45,390	1,109,844	44,393
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	379	15	386	15
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	106	4	98	3
9. 我が国の政府関係機関向け	12,113	484	12,676	507
10. 地方三公社向け	37	1	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,799	311	6,460	258
12. 法人等向け	686,156	27,446	665,339	26,213
13. 中小企業等向け及び個人向け	213,542	8,541	215,431	8,617
14. 抵当権付住宅ローン	66,691	2,667	64,116	2,564
15. 不動産取得等事業向け	28,533	1,141	24,901	996
16. 三月以上延滞等	3,979	159	2,324	92
17. 取立未済手形	17	0	18	0
18. 信用保証協会等による保証付	12,407	496	13,601	544
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	7,781	311	9,316	372
（うち出資等のエクスポージャー）	7,781	311	9,316	372
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	54,863	2,194	55,772	2,230
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの）	17,560	702	17,560	702
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	37,302	1,492	38,212	1,528
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	11,139	445	11,462	458
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,829	673	19,098	763
（うちルック・スルー方式）	16,829	673	19,098	763
（うちマンドート方式）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	1,737	69	1,306	52
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	—	—	—	—
オフ・バランス取引等	10,657	426	7,494	299
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	194	7	698	27
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	51,104	2,044	49,498	1,979
総所要自己資本額		47,442		46,401

(注) 所要自己資本額＝リスクアセット×4%

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(単位：百万円)

	令和2年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	2,025,554	1,502,805	521,890	858
国外	34,806	2,175	32,631	—
地域別合計	2,060,361	1,504,980	554,521	858
製造業	213,991	177,230	36,757	2
農業、林業	3,490	3,490	—	—
漁業	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	212	212	—	—
建設業	93,979	85,989	7,989	—
電気・ガス・熱供給・水道業	29,068	20,183	8,884	—
情報通信業	25,746	21,514	4,232	—
運輸業、郵便業	56,606	50,404	6,201	—
卸売業、小売業	130,304	110,435	19,869	0
金融業、保険業	76,376	31,139	44,381	855
不動産業、物品賃貸業	268,859	243,869	24,989	—
各種サービス業	185,133	175,840	9,292	—
国・地方公共団体	526,373	228,670	297,703	—
その他	450,215	355,995	94,220	—
業種別合計	2,060,361	1,504,980	554,521	858

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単位：百万円)

	令和3年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	2,043,929	1,521,492	519,772	2,664
国外	84,785	1,694	83,090	—
地域別合計	2,128,715	1,523,186	602,863	2,664
製造業	199,457	171,872	27,584	1
農業、林業	3,345	3,345	—	—
漁業	1	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	247	247	—	—
建設業	95,479	88,765	6,714	—
電気・ガス・熱供給・水道業	30,114	22,932	7,181	—
情報通信業	27,300	23,049	4,250	—
運輸業、郵便業	54,556	49,381	5,174	—
卸売業、小売業	133,853	117,993	15,858	1
金融業、保険業	74,412	28,614	43,135	2,662
不動産業、物品賃貸業	270,065	243,467	26,598	—
各種サービス業	180,156	173,845	6,310	—
国・地方公共団体	552,155	240,332	311,823	—
その他	507,567	359,336	148,231	—
業種別合計	2,128,715	1,523,186	602,863	2,664

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(単位)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	372,644	339,062	32,723	858
1年超3年以下	332,191	250,044	82,146	—
3年超5年以下	297,937	205,016	92,920	—
5年超7年以下	200,132	147,470	52,662	—
7年超10年以下	225,200	170,413	54,786	—
10年超	595,128	382,320	212,808	—
期間の定めのないもの	37,126	10,652	26,473	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	2,060,361	1,504,980	554,521	858

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単位)

(単位：百万円)

	令和3年9月30日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	398,838	347,110	49,063	2,664
1年超3年以下	342,059	263,675	78,383	—
3年超5年以下	253,342	189,895	63,446	—
5年超7年以下	191,803	149,364	42,438	—
7年超10年以下	291,990	173,452	118,537	—
10年超	616,549	386,215	230,334	—
期間の定めのないもの	34,131	13,471	20,659	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	2,128,715	1,523,186	602,863	2,664

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
国内	3,686	2,295
国外	—	—
地域別合計	3,686	2,295
製造業	481	486
農業、林業	0	1
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	614	380
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	22	33
運輸業、郵便業	40	40
卸売業、小売業	285	245
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	856	289
各種サービス業	431	377
国・地方公共団体	—	—
その他	952	441
業種別合計	3,686	2,295

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位)

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年9月30日	2,523	831	3,354
	令和3年9月30日	4,289	△1,285	3,004
個別貸倒引当金	令和2年9月30日	3,195	163	3,358
	令和3年9月30日	4,265	2,483	6,749
合 計	令和2年9月30日	5,718	994	6,713
	令和3年9月30日	8,555	1,198	9,753

(注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。
 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(単位)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	令和2年9月30日	令和3年9月30日
製造業	886	750
農業、林業	—	364
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	81	100
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	25	22
運輸業、郵便業	93	88
卸売業、小売業	424	3,719
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	422	414
各種サービス業	1,381	1,254
国・地方公共団体	—	—
その他	43	35
合 計	3,358	6,749

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単体)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	令和2年9月30日	令和3年9月30日
製造業	20	89
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	2	109
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	0	—
卸売業、小売業	40	96
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	21	2
各種サービス業	278	426
地方公共団体	—	—
その他	0	0
合 計	364	725

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	1,058	801,850	1,119	840,588
10%	—	290,943	—	316,996
20%	98,789	187	94,002	187
35%	—	190,545	—	183,189
50%	9	798	8	594
75%	—	284,722	—	287,241
100%	—	791,618	—	821,018
150%	—	1,773	—	936
250%	—	7,024	—	7,024
1250%	—	—	—	—
合 計	99,856	2,369,463	95,130	2,457,776

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー ^(注)	15,932	15,407
保証又はクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	754	538

(注) 預金担保、国債担保が該当

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
グロス再構築コストの額	457	1,553
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	858	2,664
派生商品取引	858	2,664
外国為替関連取引	643	1,201
金利関連取引	—	496
その他取引	159	168
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	858	2,664

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月30日	令和3年9月30日
住宅ローン債権	19,826	19,071
クレジットカード与信・割賦債権	14,920	10,442
オートローン債権	19,206	22,913
リース料債権	3,105	3,479
その他貸付債権	772	3,782
合 計	57,830	59,690

② 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
15～20%	57,830	462	59,690	477
20～50%	—	—	—	—
50～100%	—	—	—	—
100～1250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	57,830	462	59,690	477

(注) 1. 所要自己資本額＝リスクアセット×4%
2. 全額オン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。

③ 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間貸借対照表計上額及び時価

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日		令和3年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	時 価	中間貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	10,407	—	10,377	—
上記に該当しない出資等	9,373	—	10,929	—
合 計	19,781	19,781	21,306	21,306

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
売却損益額	1,317	1,817
償却額	67	—

(3) 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額、中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年9月30日	令和3年9月30日
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	2,915	2,404
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単体)

	(単位：百万円)	
	令和2年9月30日	令和3年9月30日
リスク・スルー方式	16,829	19,098
マンデート方式	—	—
蓋然性方式250%	—	—
蓋然性方式400%	—	—
フォールバック方式	—	—
合 計	16,829	19,098

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
2. 「マンデート方式」とは、ファンドの運用基準（マンデート）に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
5. 「フォールバック方式」とは、上記1～4の方式が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

8. 金利リスクに関する事項
(単体)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和2年9月30日	令和3年9月30日	令和2年9月30日	令和3年9月30日
1	上方平行シフト	9,864	12,090	3,722	4,378
2	下方平行シフト	—	—	6,759	6,716
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,864	12,090	6,759	6,716
		ホ		ヘ	
		令和2年9月30日		令和3年9月30日	
8	自己資本の額	124,012		123,828	

銀行法施行規則第19条の2第1項及び第19条の3に規定する開示項目

項目	ページ
単体情報	
[概況]	
1. 大株主一覧	31
[銀行の主要な業務に関する事項]	
2. 業績の概況	13～14
3. 主要な経営指標の推移	13
4. 業務の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況	
業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・	
実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益	
(投資信託解約損益を除く。)	29
資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支	
及びその他業務収支	29
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、	
利息、利回り及び資金利鞘	29～30
受取利息・支払利息の増減	29
経常利益率	30
中間純利益率	30
(2) 預金	
預金科目別残高	27
定期預金の残存期間別残高	27
(3) 貸出金	
貸出金残高	27
貸出金の残存期間別残高	27
貸出金・支払承諾見返の担保別内訳	27
貸出金使途別残高	27
業種別の貸出金残高・割合	27
中小企業等に対する貸出金残高・割合	28
特定海外債権残高	28
預貸率	30

項目	ページ
(4) 有価証券	
商品有価証券の種類別平均残高	28
有価証券の種類別の残存期間別残高	28
有価証券の種類別平均残高	28
預証率	30
[銀行の業務の運営に関する事項]	
5. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	2～11
[財産の状況に関する事項]	
6. 中間貸借対照表、中間損益計算書、	
中間株主資本等変動計算書	16～17
7. リスク管理債権額	28
8. 単体自己資本比率（国内基準）	13、14、33
9. 有価証券、金銭の信託、	
デリバティブ取引の時価等情報	30～31
10. 貸倒引当金の残高・期中増減額	28
11. 貸出金償却額	28
12. 金融商品取引法に基づく監査証明	26
連結情報	
[銀行及び子会社等の主要な業務に関する事項]	
1. 事業の概況	14
2. 主要な経営指標の推移	14
[銀行及び子会社等の財産の状況に関する事項]	
3. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書	
及び中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、	
中間連結キャッシュ・フロー計算書	16～18
4. 連結リスク管理債権額	22
5. 連結自己資本比率（国内基準）	14、32
6. 連結セグメント情報	22
7. 金融商品取引法に基づく監査証明	22

金融再生法第7条に規定する開示項目

項目	ページ
資産の査定額	28

自己資本の充実の状況

項目	ページ
定性的な開示事項	34～36
定量的な開示事項	36～42

2022年1月作成
 東和銀行 総合企画部
 群馬県前橋市本町二丁目12番6号 〒371-8560
 TEL 027 (234) 1111
 ホームページURL <https://www.towabank.co.jp>

(注) 本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
 計数につきましては原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

